令和６年度　第２回　伊勢地域公共交通会議

日時　令和６年６月18日（火）　13：30～
場所　いせシティプラザ ２階 多目的ホール

事　　項　　書

１．開　　会

２．議　　題

議案第１号　令和５年度　事業報告について

議案第２号　令和５年度　事業収支決算（案）について

議案第３号　地域公共交通確保維持事業に係る計画の令和７年度認定申請について

議案第４号　伊勢地域公共交通会議設置要綱の改正について
・一般乗用旅客自動車運送事業の規定を追加（第２条、第９条）

報告第１号　神宮125社めぐり（修正案）について

３．そ の 他

４．閉　　会

議案第１号

令和５年度　事業報告について

１　伊勢地域公共交通会議の開催状況について

年月日	事　業　の　内　容
R5.4.14	第１回　伊勢地域公共交通会議を開催し、次の事項を審議し決定した。 〔議題〕 １　令和５年度　事業計画（案）について ２　令和５年度　事業収支予算（案）について 〔報告〕 １　専門部会「夜間早朝交通対策部会」の協議経過について （於　いせシティプラザ　２階 多目的ホール）
R5.6.20	第２回　伊勢地域公共交通会議を開催し、次の事項を審議し決定した。 〔議題〕 １　令和４年度　事業報告について ２　令和４年度　事業収支決算（案）について ３　コミュニティバスのダイヤ変更について ４　生活交通確保維持改善計画の令和６年度認定申請について 〔報告〕 １　専門部会「夜間早朝交通対策部会」の内容について 〔その他〕 １　伊勢市おでかけ支援事業（おでかけ乗車券）について （於　いせシティプラザ　２階 多目的ホール）
R6.1.5	第３回　伊勢地域公共交通会議を開催し、次の事項を審議し決定した。 〔議題〕 １　令和５年度　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について ２　令和６年度　伊勢市コミュニティバスの運行及び路線・ダイヤ変更について 〔報告〕 １　専門部会「夜間早朝交通対策部会」の内容について （於　いせシティプラザ２階　多目的ホール）

書面	第４回　伊勢地域公共交通会議を書面開催し、次の事項を審議し決定した。 〔議題〕 １　令和５年度　事業収支補正予算（案）について 〔報告〕 １　おかげバスデマンド（予約制）の運行事業者について ２　市職員への通勤手段アンケートの結果について ３　伊勢やすらぎ公園無料送迎バスの利用実績について

２　専門部会「夜間早朝交通対策部会」の開催状況について

年月日	事　業　の　内　容
R5.6.19	第６回　夜間早朝交通対策部会を開催し、次の事項を審議した。 〔議題〕 １　「夜間タクシーの実証事業」の実施について
R5.11.13	第７回　夜間早朝交通対策部会を開催し、次の事項を審議した。 〔議題〕 １　「夜間のタクシー増車配備の実証事業」について ア.実証事業の第１期（令和５年８月から令和５年９月まで）の調査結果について イ.実証事業の第２期（令和５年11月から令和６年２月まで）の実施概要について
R6.3.18	第８回　夜間早朝交通対策部会を開催し、次の事項を審議した。 〔議題〕 １　「夜間のタクシー増車配備の実証事業」について ・第２期（令和５年11月から令和６年２月まで）の事業報告 ・第１期・第２期を通した事業の総括 〔その他〕 １　自家用車活用事業について

３　コミュニティバスのダイヤ変更の実施

要望のあった路線を中心に、運行区間の変更や時刻の調整、停車バス停の見直しを伴うダイヤ変更を実施した。

（１）令和５年４月１日のダイヤ変更と主な内容

1. おかげバス
   - 辻久留・藤里線
     →「勢田町」バス停が行先に関わらず道路の両側で乗降ができるよう時刻を追加
   - 二見線
     →「光の街西」バス停の新設
2. おかげバスデマンド（予約制）
   - 小俣・粟野デマンド
     →「粟野団地・植山方面」に「上野依」バス停を新設

（２）令和５年 10 月１日のダイヤ変更と主な内容

1. おかげバス
   - 環状線
   - 御薗線
   - 東大淀・明野・小俣線
     →「伊勢ひかり病院」「宮町駅口（ぎゅーとら　TRY mart.宮町店）①②」のバス停新設および運行経路の変更

４　広報・啓発事業等について

（１）広報誌等への掲載

『広報いせ』に路線バスやおかげバスの記事を掲載することにより市民への利用啓発を行った。また、まちづくり協議会が地域で発行している広報紙へ記事の掲載にあたり協力を行った。

・『広報いせ』令和５年９月 15 日号（裏表紙）
　→伊勢ひかり病院におかげバスが停車します！

・『広報いせ』令和６年３月 15 日号（中面）

→４月１日からおかげバス・おかげバスデマンドのダイヤが変わります！

（２）コミュニティバス広告協賛金

コミュニティバスの車体及び車内への広告を企業・商店等から広告協賛金として協力を得て、運行経費の抑制を図った。

協賛団体数	金　額
５件	1,471,800 円

（(株) ぎゅーとら、(有)豚捨、(有)へんばや商店、山本医院、三重交通（株)）〔敬称略〕

（３）おかげバス バス停副名称ネーミングライツ

バス停副名称を募集し、副名称の掲載料を得て、運行経費の抑制を図った。

〔おかげバス　収入額　計198,000円/年〕

明野（(有)へんばや商店本店前）

小俣総合支所（(株) ぎゅーとら　小俣店）

宮町駅口（(株) ぎゅーとら TRY.mart 宮町店）※令和５年 10 月～

桧尻（(株) ぎゅーとら　ハイジー店）…〔路線バスと共通〕

〔参考／三重交通　路線バス　収入額　計 237,600 円/年〕

桧尻（ぎゅーとら　ハイジー店）…〔おかげバスと共通〕

伊勢警察前（ぎゅーとら　ラブリー神田久志本店）

岩渕（日本公庫前）

宮町駅口（(株) ぎゅーとら TRY.mart 宮町店）※令和５年 10 月～

（４）インターネットでのおかげバス・沼木バス時刻情報の提供

おかげバス、沼木バスの時刻表情報について、Googleマップをはじめ、ナビタイム、ジョルダン、YAHOO!路線情報などのサイトで情報提供を行っている。

（５）おかげバスへの小型電気バス（ポケモンラッピング）の導入およびお披露目式

国、三重県、伊勢市が推進する「低炭素なまちづくり」の実現に向けた取組みを幅広い年代層に周知するため、みえ応援ポケモンの「ミジュマル」をはじめ、ポケモンたちがデザインされた小型電気バス２台をおかげバスに導入し、お披露目式を行った。また、平成 26 年 3 月 31 日導入した大型電気バス（市内路線・外宮内宮線運行中）についても、外装・内装デザインを一新し、お披露目式で公開した。

・日　　時　令和５年４月 24 日(月)　10：00 ～
・実 施 場 所　外宮バス停前広場(伊勢市本町地内)
・プログラム　①ポケモンのラッピングをした電気バス３台（車両）展示
　　②横浜ゴム株式会社よりエコタイヤの贈呈
　　③車両見学会　※近隣保育園の園児も参加

（６）バスの乗り方＆交通安全教室の実施

バスの乗車を実際に体験しバスに親しんでもらうことで、普段は車を利用していても機会をとらえてバスを利用してもらうことを目的に開催した。

1. 対象…市内の小学校児童と高齢者

2. 参加団体（小学校）

開催日時		学校	対象・人数
７月４日（火）	９：25～11：10	明倫小学校	１年生　42 名
７月 10 日（月）	９：50～11：25	豊浜西小学校	１年生　16 名
９月６日（水）	９：30～11：15	進修小学校	1,2 年生　56 名
９月 11 日（月）	10：30～12：00	四郷小学校	１年生　18 名
９月 14 日（木）	９：30～11：00	北浜小学校	1,2 年生ほか 32 名

※令和５年度は高齢者団体への実施はなし。

（7/4　明倫小学校）

（7/10 豊浜西小学校）

（9/6 進修小学校）

（9/11 四郷小学校）

（9/14 北浜小学校）

（７）伊勢まつり　バスふれあい広場出展による啓発

令和５年 10 月７日（土）に開催された「伊勢まつり」において、伊勢市交通安全都市推進協議会と合同によるバスふれあい広場出展を行い、下記内容の出展を行った。

出展内容	開設時間
1.　小型電気バス展示	9：40～17：00
2.　バス乗務員制服試着コーナー	
3.　利用相談コーナー	
4.　バスポスター等展示	
5.　缶バッジ作成コーナー	

1.　小型電気バス展示

全国でも導入が少ないポケモンデザインの小型電気バスを展示することにより、コミュニティバスの利用促進を図ると共に、低炭素社会の実現に向けた取り組みを幅広い年代層に広報した。

2.　バス乗務員制服試着コーナー

路線バス及びコミュニティバスの利用促進を図るため、子どもがバス乗務員の制服を試着して記念撮影をする等により、バスに対してより親しんでいただく機会を提供した。

3.　利用相談コーナー

【概要】利用目的に応じて、ルート、時刻表、乗り継ぎ等を案内した。
【配布物】総合時刻表、三重交通パンフレット、啓発物品等

4.　バスポスター等展示

伊勢市バスポスターコンクールの入賞作品を展示した。

5.　缶バッジ作成コーナー

路線バス及びコミュニティバスの利用促進、環境への啓発を図るため、バスや環境に関するイラストの缶バッジを作成することによりバスや環境に対して親しんでいただく機会を提供した。

（８）第 11 回　伊勢市バスポスターコンクール

1.　対象

市内の小学校児童

2.　応募数

316 点（21 小学校）

3.　審査結果

最優秀賞（各学年１点）、優秀賞（各学年１点）、特別賞（各学年１点）、三重交通賞（各学年１点）、入選（各学年３～５点）
計 50 点を選出

4.　表彰式

令和５年 10 月７日（土）　伊勢まつり会場　バスふれあい広場

5.　入賞作品展

令和６年１月 29 日（月）から令和６年２月 12 日（月・祝）15 日間
イオンララパークショッピングセンター１階　はあと広場西側

資料１

おかげバス等の利用状況について

（令和元年度～令和５年度）

・おかげバス（環状線除く）　１頁

・おかげバス環状線　２頁

・おかげバスデマンド　３頁

・沼木バス　４頁

・沼木バスデマンド　５頁

・進修おでかけタクシー　６頁

・運行経費等について　７頁～９頁

・伊勢市内路線バス　１０頁～１１頁

1　おかげバス（環状線のぞく）の利用状況（令和元年度～令和5年度）

（単位：人）

	路線名	年間利用者数					備考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
おかげバス	御薗線（御薗ルート）	5,752	3,753	4,528	5,690	5,691	
	辻久留・藤里線 （辻久留・藤里ルート）	17,900	11,897	11,116	11,766	13,529	
	東大淀・明野・小俣線	27,839	18,879	18,118	21,801	23,350	R2.7.31までは明野ルート、 東大淀・日赤ルートとの合算
	鹿海・朝熊線 （鹿海・朝熊ルート）	10,965	9,145	9,480	9,232	8,136	
	二見線（二見ルート）	16,172	12,435	12,374	11,750	12,088	
	おかげバス合計	78,628	56,109	55,616	60,239	62,794	

期間	利用者	比較			
		R1比較	R2比較	R3比較	R4比較
R1年度	78,628	－	－	－	－
R2年度	56,109	71.4%	－	－	－
R3年度	55,616	70.7%	99.1%	－	－
R4年度	60,239	76.6%	107.4%	108.3%	－
R5年度	62,794	79.9%	111.9%	112.9%	104.2%

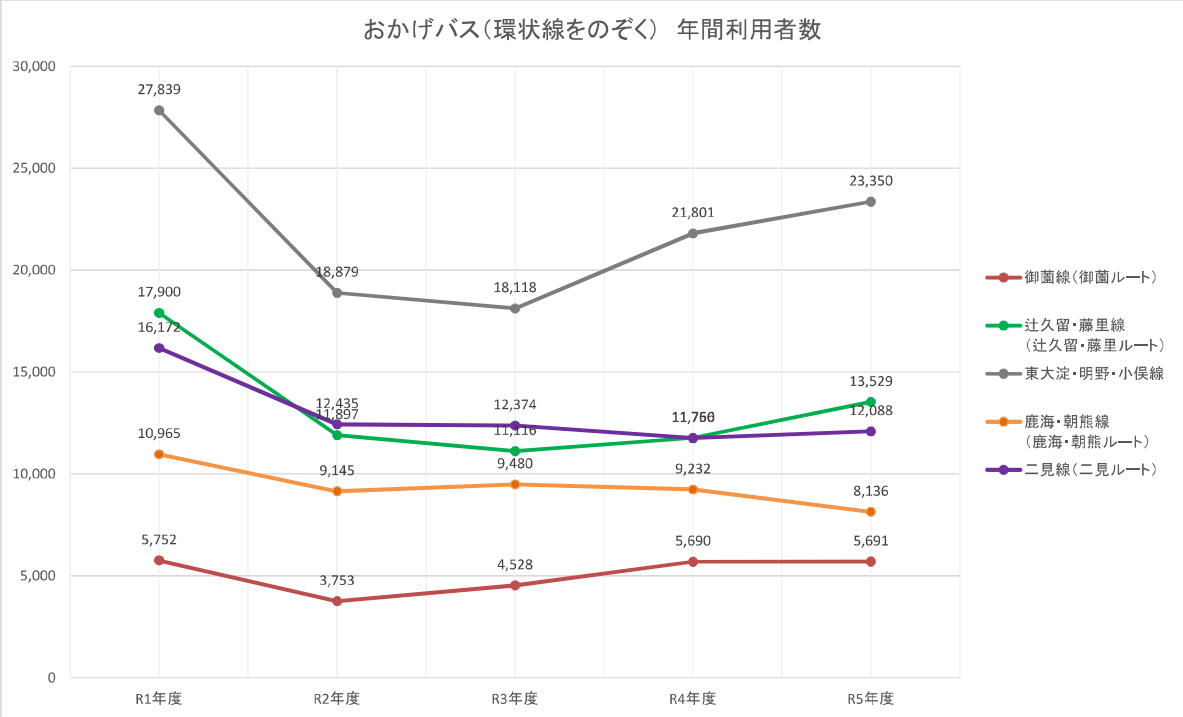

２ おかげバス環状線の利用状況（令和元年度～令和５年度）

（単位：人）

	路線名	年間利用者数					備考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	環状線	38,625	42,264	45,294	52,511	57,226	R2.4.1から本格運行開始

期間	利用者	比較			
		R1比較	R2比較	R3比較	R4比較
R1年度	38,625	－	－	－	－
R2年度	42,264	109.4%	－	－	－
R3年度	45,294	117.3%	107.2%	－	－
R4年度	52,511	136.0%	124.2%	115.9%	－
R5年度	57,226	148.2%	135.4%	126.3%	109.0%

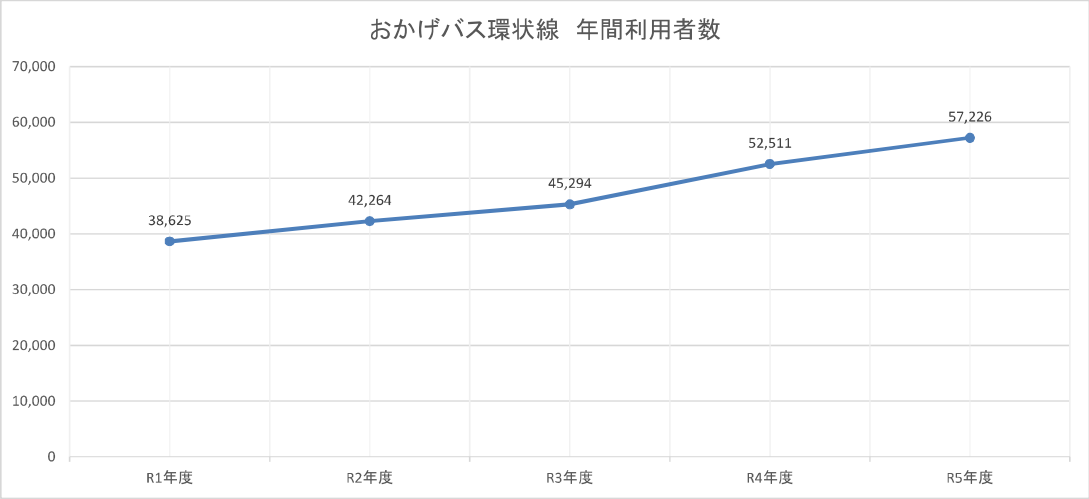

３　おかげバスデマンドの利用状況（令和元年度～令和５年度）

（単位：人）

	路線・方面	年間利用者数					備考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
おかげバスデマンド	粟野団地方面 （粟野団地・植山方面ルート）	1,749	1,192	728	800	678	R4.4.1から植山方面と統合し、「粟野団地・植山方面」
	湯田・新村方面 （湯田・新村・元町ルート）	373	747	895	971	1,197	
	御薗・小木・田尻デマンド （小木・田尻ルート）	1,511	1,039	1,178	1,233	1,129	
	植山方面		16	33			R2.8.1からR4.3.31まで運行
	おかげバスデマンド合計	3,633	2,994	2,834	3,004	3,004	

期間	利用者	比較			
		R1比較	R2比較	R3比較	R4比較
R1年度	3,633	－	－	－	－
R2年度	2,994	82.4%	－	－	－
R3年度	2,834	78.0%	94.7%	－	－
R4年度	3,004	82.7%	100.3%	106.0%	－
R5年度	3,004	82.7%	100.3%	106.0%	100.0%

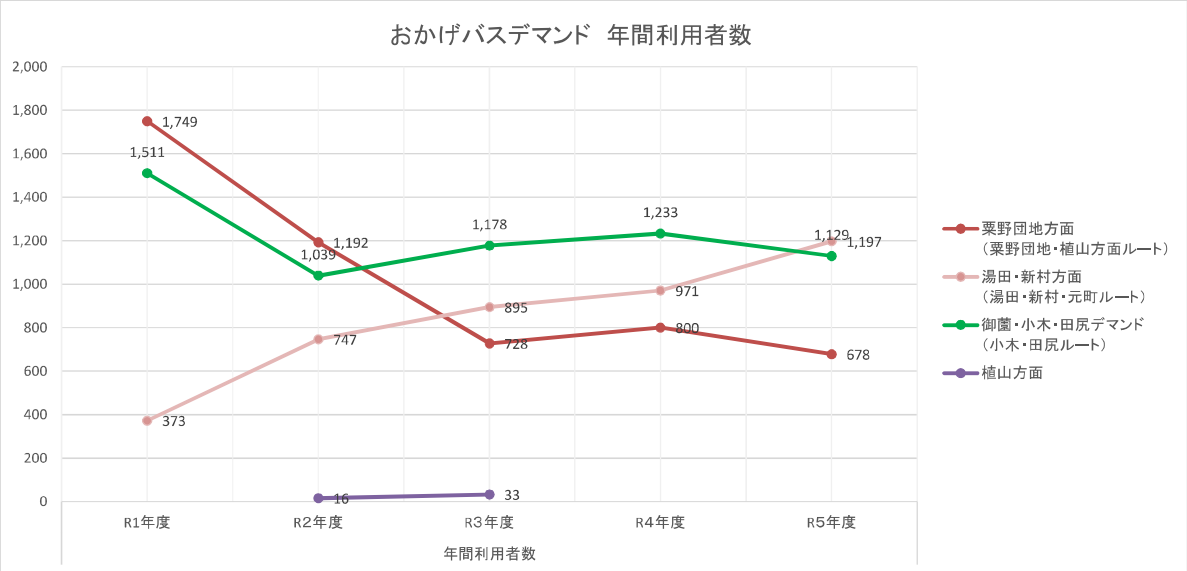

４　沼木バスの利用状況（令和元年度～令和5年度）

（単位：人）

		年間利用者数					備考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	沼木バス	3,113	2,074	1,581	1,865	2,345	スクール用を除く

期間	利用者	比較			
		R1比較	R2比較	R3比較	R4比較
R1年度	3,113	－	－	－	－
R2年度	2,074	66.6%	－	－	－
R3年度	1,581	50.8%	76.2%	－	－
R4年度	1,865	59.9%	89.9%	118.0%	－
R5年度	2,345	75.3%	113.1%	148.3%	125.7%

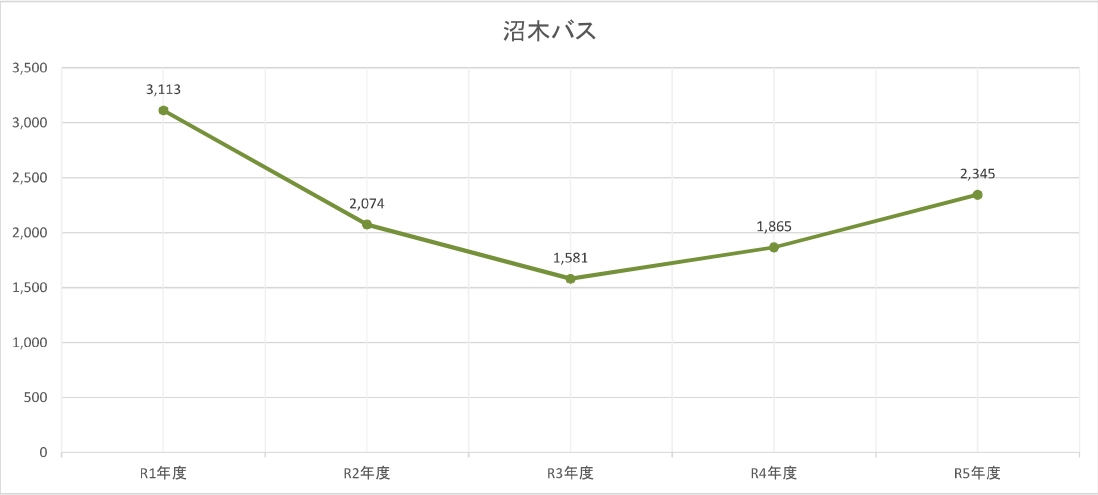

５　沼木バスデマンドの利用状況（令和2年度～令和5年度）

（単位：人）

		年間利用者数					備考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	沼木バスデマンド		331	348	467	632	R2.10.1より運行開始 （R2年度は10月～R3年3月）

期間	利用者	比較		
		R2比較	R3比較	R4比較
R2年度	331	－	－	－
R3年度	348	105.1%	－	－
R4年度	467	141.1%	134.2%	
R5年度	632	190.9%	181.6%	135.3%

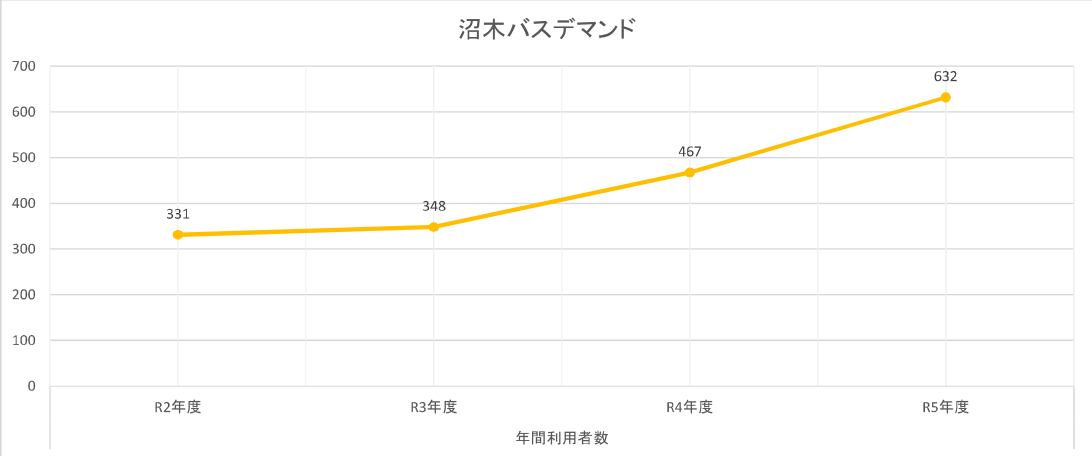

６ 進修おでかけタクシーの利用状況（令和２年度～令和５年度）

（単位：人）

路線・方面	年間利用者数					備考
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
高麗広線		9	10	4	1	
宇治線		120	185	259	213	
進修おでかけタクシー合計		129	195	263	214	R2.8.1より運行開始 （R2年度は8月～R3年3月）

期間	利用者	比較		
		R2比較	R3比較	R4比較
R2年度	129	－	－	
R3年度	195	151.2%	－	
R4年度	263	203.9%	134.9%	
R5年度	214	165.9%	109.7%	81.4%

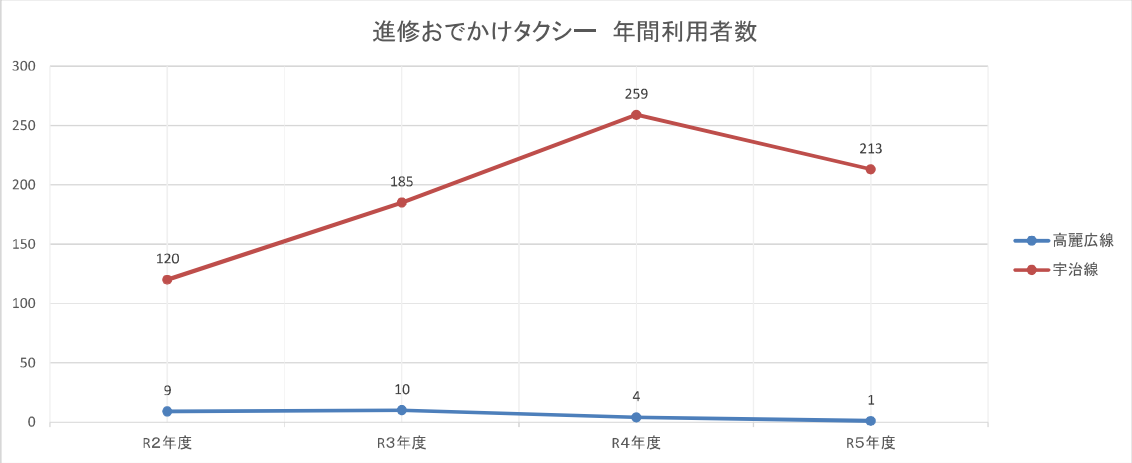

令和５年度　コミュニティバス運行経費等について

１　コミュニティバス運行事業

（１）伊勢市コミュニティバス運行業務委託

①契約金額：125, 107, 160 円

②委託期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日

③運行路線：【御薗線】、【辻久留・藤里線】、【東大淀・明野・小俣線】
【鹿海･朝熊線】、【二見線】、【環状線】

※委託料以外の市負担額：213, 487 円

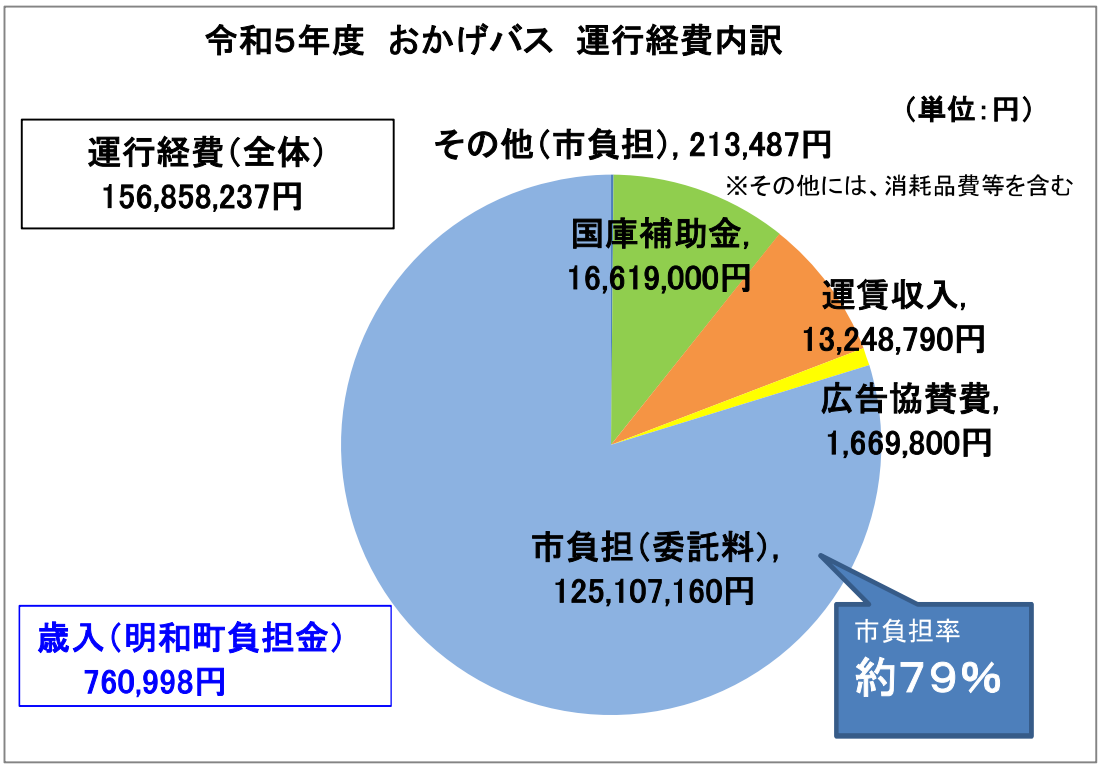

＜市負担率＞

（125, 107, 160+213, 487 - 760, 998）÷156, 858, 237×100＝79. 409. . .

（２）伊勢市コミュニティバスデマンド運行業務委託

①契約金額：7,038,444 円

②委託期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日

③運行路線：小俣・粟野デマンド【粟野団地・植山方面】、【湯田・新村方面】、御薗・小木・田尻デマンドの３路線

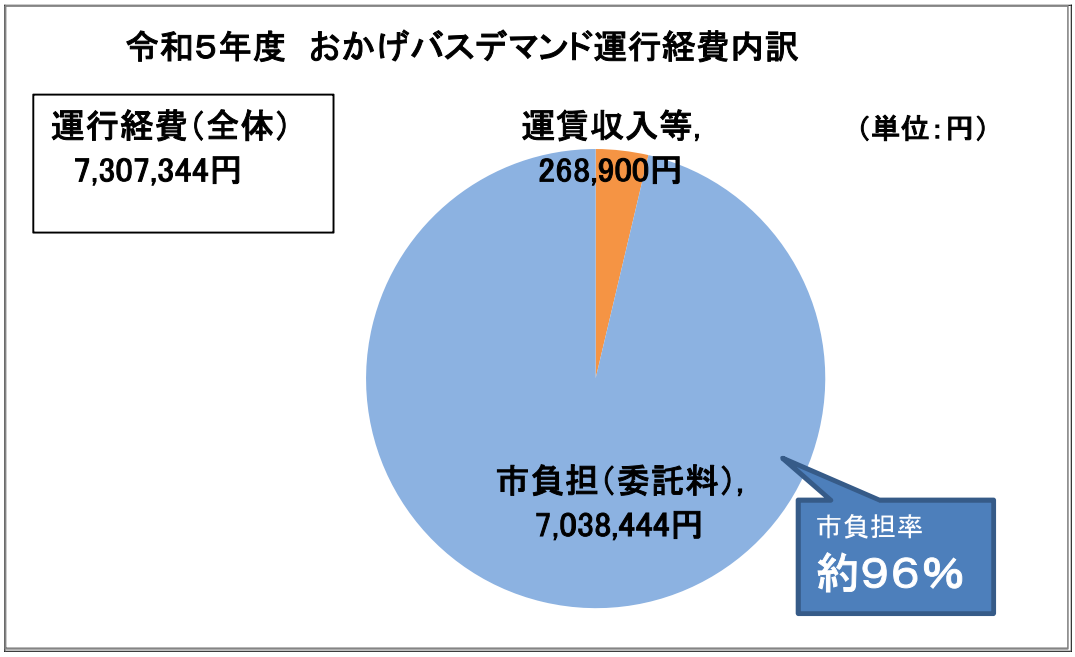

（３）沼木バスデマンド運行業務委託

①契約金額：2,026,490 円

②委託期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日

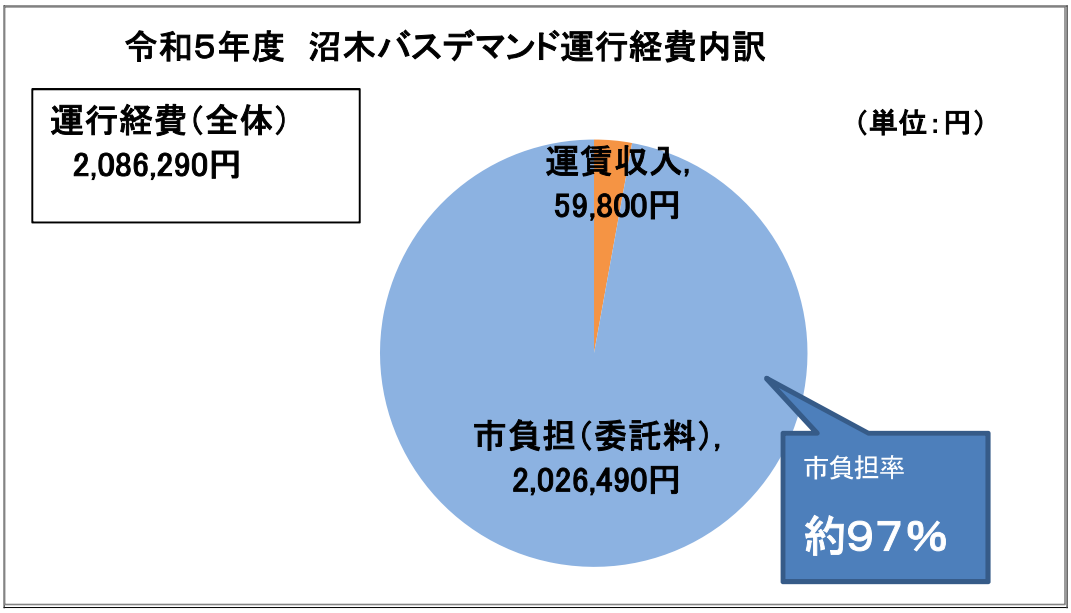

２　沼木地区自主運行バス運行事業

（１）沼木地区自主運行バス運行業務委託

①契約金額：6,338,538 円

②委託期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日

③運行路線：【市内連絡用】、【市内連絡・買物用】、【南伊勢高校度会校舎連絡】

※委託料以外の市負担額：1,956,571 円

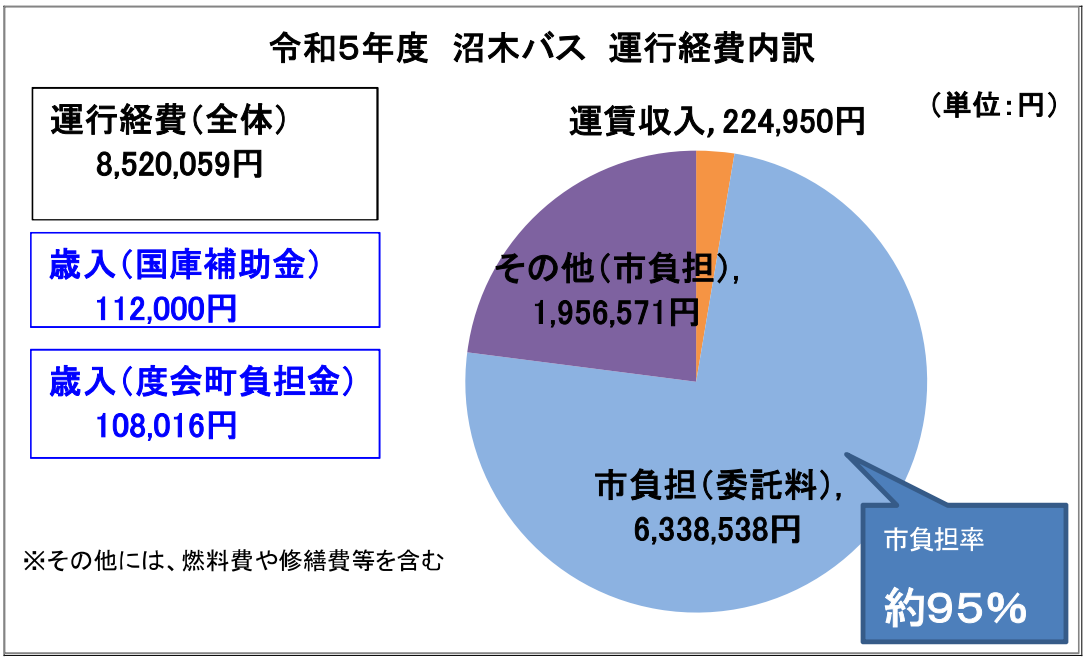

＜市負担率＞

(6,338,538+1,956,571 - 112,000−108,016) ÷8,520,059×100＝94.777...

（２）国庫補助金

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）　112,000 円

路線別輸送人員推計（伊勢市内）

種別	路線名		上期	下期	合　計
一般	伊勢市内Ａ線	令和5年度	49,500	60,000	109,500
		令和4年度	48,200	60,000	108,200
		差	1,300	0	1,300
		率	2.7%	0.0%	1.2%
一般	神社線	令和5年度	53,400	52,800	106,200
		令和4年度	51,300	52,600	103,900
		差	2,100	200	2,300
		率	4.1%	0.4%	2.2%
一般	外宮内宮線	令和5年度	616,800	787,200	1,404,000
		令和4年度	541,200	728,800	1,270,000
		差	75,600	58,400	134,000
		率	14.0%	8.0%	10.6%
一般	大湊線	令和5年度	30,500	34,000	64,500
		令和4年度	29,300	33,700	63,000
		差	1,200	300	1,500
		率	4.1%	0.9%	2.4%
一般	イオンうぐいす台線	令和5年度	50,200	57,600	107,800
		令和4年度	48,600	57,100	105,700
		差	1,600	500	2,100
		率	3.3%	0.9%	2.0%
一般	二見サンアリーナ線	令和5年度	12,800	6,300	19,100
		令和4年度	46,300	42,400	88,700
		差	−33,500	−36,100	−69,600
		率	−72.4%	−85.1%	−78.5%
幹線	土路今一色線	令和5年度	8,200	8,900	17,100
		令和4年度	9,500	11,500	21,000
		差	−1,300	−2,600	−3,900
		率	−13.7%	−22.6%	−18.6%
一般	伊勢鳥羽線	令和5年度	18,100	20,000	38,100
		令和4年度	17,900	20,300	38,200
		差	200	−300	−100
		率	1.1%	−1.5%	−0.3%
幹線 廃止代替	中川線	令和5年度	55,400	45,600	101,000
		令和4年度	61,700	46,300	108,000
		差	−6,300	−700	−7,000
		率	−10.2%	−1.5%	−6.5%
幹線	南島線	令和5年度	34,000	28,800	62,800
		令和4年度	39,700	33,200	72,900
		差	−5,700	−4,400	−10,100
		率	−14.4%	−13.3%	−13.9%

路線別輸送人員推計（伊勢市内）

種別	路線名		上期	下期	合　計
一般	ＣＡＮばす	令和5年度	101,300	129,200	230,500
		令和4年度	92,900	125,300	218,200
		差	8,400	3,900	12,300
		率	9.0%	3.1%	5.6%
幹線 廃止代替	伊勢玉城線（伊勢志摩交通）	令和5年度	15,600	14,900	30,500
		令和4年度	15,100	15,500	30,600
		差	500	−600	−100
		率	3.3%	−3.9%	−0.3%
一般	有滝線（伊勢志摩交通）	令和5年度	23,000	21,900	44,900
		令和4年度	23,100	23,100	46,200
		差	−100	−1,200	−1,300
		率	−0.4%	−5.2%	−2.8%
幹線	御座	令和5年度	131,500	139,000	270,500
		令和4年度	110,300	143,900	254,200
		差	21,200	−4,900	16,300
		率	19.2%	−3.4%	6.4%
幹線	宿浦	令和5年度	60,400	68,900	129,300
		令和4年度	55,400	70,200	125,600
		差	5,000	−1,300	3,700
		率	9.0%	−1.9%	2.9%
幹線	伊勢五ヶ所	令和5年度	22,900	23,800	46,700
		令和4年度	20,500	31,400	51,900
		差	2,400	−7,600	−5,200
		率	11.7%	−24.2%	−10.0%

一般路線	**1,128,900**
観光路線	**1,653,600**
計	**2,782,500**

	一般路線	観光路線	計
令和5年度	1,128,900	1,653,600	2,782,500
令和4年度	1,129,400	1,576,900	2,706,300
差	−500	76,700	76,200
率	0.0%	4.9%	2.8%

（参考）
令和5年度と
令和元年度の
年間比較

	一般路線	観光路線	計
令和元年度	1,507,900	2,769,900	4,277,800
差	−379,000	−1,116,300	−1,495,300
率	−25%	−40%	−35%

議案第２号

令和５年度　事業収支決算書（案）

（歳　入）　　（単位：円）

科目	当　初 予算額 （A）	補　正 予算額 （B）	予算現額 （C） 〔A+B〕	収入額 （D）	比較 〔D－C〕	摘　要
負担金	3,117,000	△336,000	2,781,000	2,781,000	0	市負担金
繰越金	1,000	27,000	28,000	28,496	496	前年度繰越金
雑収入	1,000	△1,000	0	0	0	
計	3,119,000	△310,000	2,809,000	2,809,496	496	

（歳　出）　　（単位：円）

科目	当初 予算額 （E）	補　正 予算額 （F）	予算現額 （G） 〔E+F〕	支出額 （H）	比較 〔G－H〕	摘　要
事務費	20,000	0	20,000	13,014	6,986	切手、収入印紙 振込手数料等
事業費	3,099,000	△310,000	2,789,000	2,739,513	49,487	
消耗品費	197,000	0	197,000	164,153	32,847	乗り方教室、 バスポスター等
印刷製本費	2,777,000	△270,000	2,507,000	2,496,450	10,550	時刻表、 チラシ印刷
委託料	25,000	0	25,000	25,000	0	見える化事業
使用料	100,000	△40,000	60,000	53,910	6,090	会議会場使用料
計	3,119,000	△310,000	2,809,000	2,752,527	56,473	

歳入合計　2,809,496 円　－　歳出合計　2,752,527 円　＝　差引残額　56,969 円
差引残額　56,969 円は、令和６年度に繰り越すこととする。

【参考資料 1】

令和5年度　伊勢地域公共交通会議　事業収支決算書(案)

【歳入】　(単位:円)

科目	当初予算額	流用額	補正額	予算現額	収入額	内訳
負担金	3,117,000	0	△ 336,000	2,781,000	2,781,000	市負担金 5/17　3,117,000円 3/28　市へ返納　▲336,000円
繰越金	1,000	0	27,000	28,000	28,496	前年度より
雑収入	1,000	0	△ 1,000	0	0	
合計	3,119,000	0	△ 310,000	2,809,000	2,809,496	

【歳出】　(単位:円)

科目	当初予算額	流用額	補正額	予算現額	支出額	内訳
事務費	20,000	0		20,000	13,014	**合計　13,014円** 振込手数料　百五銀行　13件　6,380円 切手、収入印紙　5,134円 伊勢まつり　出店料　1,500円
事業費	3,099,000	0	△ 310,000	2,789,000	2,739,513	
(1)消耗品費	197,000	0	0	197,000	164,153	**合計　164,153円** 【内訳】 バスの乗り方教室　2B鉛筆 19,250円 バスポスター　丸筒・賞状　5,269円 賞品　112,838円 缶バッジパーツ　23,650円 伊勢まつり　啓発用文具　3,146円
(2)印刷製本費	2,777,000	0	△ 270,000	2,507,000	2,496,450	**合計　2,496,450円** 【内訳】 公共交通時刻表作成配布業務　2,100,450円 おかげバスダイヤ改正チラシ　99,000円 公共交通時刻表作成業務　297,000円
(3)委託料	25,000	0		25,000	25,000	**合計　25,000円** 公共交通見える化事業　25,000円
(4)使用料	100,000	0	△ 40,000	60,000	53,910	**合計　53,910円** 【内訳】 公共交通会議　会場使用料　53,910円
合計	3,119,000	0	△ 310,000	2,809,000	2,752,527	

歳入	2,809,496
歳出	2,752,527
差引(A)	56,969

会　計　監　査　報　告　書

令和５年度 伊勢地域公共交通会議の収支決算及び帳簿等について、監査を行いました。

その結果、適正な運営がなされており、また帳簿等の記載についても適正であると認めます。

令和 6 年 5 月 30 日

監　事　前田 世利子

監　事　五十子 荏子

議案第３号

地方公共交通確保維持事業に係る計画の令和７年度認定申請について

１．地方公共交通確保維持事業に係る計画について

地方公共交通計画のうち、地方公共交通確保維持事業に係る計画は、存続が危機に瀕している生活交通について、地域の特性・実情に応じた生活交通の確保維持を図るための計画である。

伊勢市の場合、おかげバス及び沼木バスの一部の路線が、国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」に該当するため、地方公共交通確保維持事業に係る計画を作成し、この公共交通会議で協議を経て国に申請することにより、補助対象路線の運行経費の一部について、国から補助金の交付を受けることができる。

２．国からの補助額

現時点の補助制度では、補助金は毎年交付される。

補助額については、定められた計算方法に基づいて算出した対象路線の補助対象経費の２分の１が国庫補助額となる。

国庫補助の上限額が設定され、事業費が補助対象経費の２分の１の額を上回った場合は、国庫補助上限額が補助額となる。

令和７年度における国庫補助上限額の算定式は、未決定となっている。

（令和５年度　補助金額内訳）

おかげバス	16,619,000 円
沼木バス	112,000 円
計	16,731,000 円

資料２－１　別　紙

令和６年６月　日

（名称）伊勢地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（１）伊勢市の公共交通の現状

伊勢市は、神宮を擁する観光地として、近鉄、JR、周遊バス、タクシー等の観光交通網があり、地域の中心市として周辺市町からのバスの乗り入れがある。市内住民の生活交通については路線バスが主要区間を担っている。現在は 16 路線、うち地域間幹線が 7 路線運行しており、輸送人員は年間 200 万人を超える。

平成 17 年の合併により、市内各地の間に公共交通サービスの偏りが生じたことから、市民が公平なサービスを受けられるよう「伊勢地区新市バス等交通システム検討委員会」が設置され、ルートやダイヤについて検討を行い、平成 19 年 4 月からコミュニティバス「おかげバス」の運行を開始した。沼木地区では、路線バスの廃止に伴い、平成 26 年 5 月から自家用有償旅客運送による「沼木バス」の運行を開始した。また、駅を中心に放射状に走っている市内路線バスの利用促進及び利便性向上を図るため、平成 31 年 1 月から令和 2 年 3 月まで循環（環状）バスルートの実証実験を実施し、令和 2 年 4 月からおかげバスの環状線として本格運行した。

（２）伊勢地域公共交通網計画策定の経緯

少子高齢化が進む一方、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増しているなか、高齢者等の移動手段を確保するため、平成 25 年に「伊勢市地域公共交通総合連携計画」を策定した。その後、交通政策基本法の制定（平成 25 年）や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正（平成 26 年）が行われ、関係機関と共に面的な公共交通ネットワークの構築を行う必要があることから、平成 28 年に「伊勢市地域公共交通網形成計画」を策定した。令和 2 年 3 月には、バス利用者の減少や今後の人口減少を見据え、地域住民、交通事業者、行政が一体となり、まちづくりや地域住民の生活を支える身近で使いやすい地域公共交通を推進するため「伊勢市地域公共交通網形成計画」を改訂した。

（３）伊勢市における伊勢地域公共交通網計画の位置づけ

「（改訂）伊勢市地域公共交通網形成計画」は平成 30 年策定の「第 3 次伊勢市総合計画」、平成 28 年策定の「伊勢市都市マスタープラン」を上位計画としている。

（４）伊勢地域公共交通網計画におけるおかげバス、沼木バスの位置づけ

「（改訂）伊勢市地域公共交通網形成計画」では、「気軽におでかけができ、交流と活力に満ちた地域社会を支える地域公共交通」を目指す将来像として定め、「私たちで創り、育む、持続性のある地域公共交通網の構築」を基本理念としている。

計画の実現に向け「日常生活で利用できる公共交通を目指す」、「公共交通を利用した観光交流人口の増加を目指す」、「地域の関係者が協働・連携しながら公共交通を支える」の３つの基本方針を定め、その中で「日常生活で利用できる公共交通を目指す」ための具体的な施策として、おかげバス、環状線、沼木バスの運行の維持・改善を位置づけている。

公共交通の役割では、おかげバス及び沼木バスは支線交通における支線バスとして、また、環状線は各幹線と支線等を結ぶバスとして、幹線に接続し、地域内の移動を担う路線として、地域の生活拠点である商業施設、医療施設及び公共施設等を結び、幹線を補完する路線として位置づけられていることから、地域公共交通確保維持事業により、引き続き運行の確保・維持が必要である。

（５）おかげバス

おかげバスは平成 19 年 4 月から運行を開始し、令和 2 年 4 月から環状線を追加、令和 2 年 8 月に再編を行

い、６路線で運行を行う。

環状線を除くおかげバス５路線 14 系統は、いずれも公共交通の不便な地域を中心に運行するフィーダー路線としての役割を担っている。

環状線１路線３系統については、市の中心部を環状に運行することで既存のバス路線網を補完し、各幹線と支線等を結ぶフィーダー路線としての役割を担っている。

そのことから、運行当初の目的を達成するため、引き続き運行の確保・維持が必要である。

【鹿海・朝熊線】　いせトピア～朝熊町～いせトピア　11.2km（循環系統）

伊勢市朝熊町、一宇田町、鹿海町等からの四郷小学校への通学、伊勢総合病院への通院、近鉄五十鈴川駅、商業施設、公共施設（生涯学習センター）等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

【東大淀・明野・小俣線】

・小俣図書館～三重ハートセンター～山大淀　17.5km
・小俣図書館～近鉄明野駅前～山大淀　16.2 km
・伊勢赤十字病院～小俣図書館～三重ハートセンター～山大淀
往路 24.0km、復路 23.3 km
・伊勢赤十字病院～小俣図書館～近鉄明野駅前～山大淀
往路 22.7km、復路 22.0 km

明和町大淀地区、伊勢市東大淀町、村松町、小俣町明野地区、野村町等からの鉄道駅（近鉄明野駅・JR 宮川駅）、公共施設（小俣郵便局・小俣図書館・小俣総合支所等）、伊勢赤十字病院、小俣町中心部、明和町大淀地区の個人医院への通院、商業施設等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

【二見線】・松下広場～浜郷小学校前～五十鈴川駅前　19.9km
・松下広場～山商口～五十鈴川駅前　19.1km

伊勢市二見町地区からの伊勢総合病院への通院、近鉄五十鈴川駅、商業施設、公共施設（生涯学習センター）等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

【辻久留・藤里線】・大倉うぐいす台～勢田町～伊勢市役所正面　15.9km
・大倉うぐいす台～勢田町～宇治山田駅前　15.6km

伊勢市大倉町、辻久留町、前山町、旭町、藤里町、勢田町鷹泊・千寿台団地から鉄道駅（宇治山田駅、伊勢市駅）、公共施設（伊勢市役所、三重県伊勢庁舎等）、藤里町の個人医院への通院、商業施設等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

【環状線】・伊勢市駅前～伊勢病院～伊勢市駅前　18.2km
・河口外科前～ララパーク～伊勢市駅前　10.9km
・松尾観音～伊勢病院前～伊勢市駅前　6.7km

市内の各幹線や支線等、かつ、地域の生活拠点である商業施設、医療施設及び公共施設等を結び、地域内の移動を担う路線、幹線を補完する路線として必要不可欠である。一方で、市や運行事業者の運営努力

だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
※令和５年 10 月より、伊勢ひかり病院の開院に伴う病院敷地内へのバスの乗り入れの開始及び停留所の新設に伴い、「東大淀・明野・小俣線」及び「環状線」の経路が変更となった。

（６）沼木地区自主運行バス

沼木地区の住民にとっては、沿線に立地する病院への通院や買物のほか、沿線に立地する小学校の児童や、中学校・高等学校の生徒の通学時に必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

【市内連絡用（１）】　・床ノ木～横輪口～沼木神社北～神薗　12.5km
伊勢市矢持町および横輪町、上野町から路線バスのバス停（神薗）へ移動する手段として必要である。
【市内連絡用（２）】　・床ノ木～横輪口　6.4km
伊勢市矢持町および横輪町と路線バスのバス停（横輪口）の間を移動する手段として必要である。
【市内連絡用（３）】　・床ノ木～横輪口～津村口　14.1km
路線バスのバス停（津村、横輪口等）から横輪町、矢持町へ移動する手段として必要である。
【南伊勢高校度会校舎前連絡】　・川口～南伊勢高校度会校舎前　2.1km
南伊勢高校度会校舎への通学や路線バスのバス停（南伊勢高校度会校舎前）への移動手段として必要である。
【市内連絡・買物用（１）】　・床ノ木～横輪口～津村～度会町役場前　20.5km
伊勢市矢持町および横輪町、上野町、津村町、円座町等から度会町の商業施設・個人医院、あるいは路線バスのバス停（グッディ、津村、横輪口等）への移動手段として必要である。

（(改定）伊勢市地域公共交通網形成計画【補助制度連動化】資料　P8～9　参照）

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

１－１．（環状線を除く）おかげバス
各路線の目標値を下表のとおりとする。（令和５年度実績値の期間は R4.10～R5.9）

別　紙

		実績値		目標値
路線名	項目	令和元年度	令和 5 年度	令和 7 年度
鹿海・朝熊線	利用者数	11,356 人	8,514 人	8,700 人
	比較		R1 比 75%	R5 比 2.6%増
	輸送コスト	775 円	1,315 円	1,280 円
東大淀・明野・小俣線	利用者数	20,300 人	22,800 人	23,400 人
	比較		R1 比 112%	R5 比 2.6%増
	輸送コスト	1,244 円	1,407 円	1,370 円
二見線	利用者数	16,660 人	11,964 人	12,300 人
	比較		R1 比 72%	R5 比 2.6%増
	輸送コスト	1,023 円	1,603 円	1,550 円
辻久留・藤里線	利用者数	18,223 人	12,646 人	13,000 人
	比較		R1 比 69%	R5 比 2.6%増
	輸送コスト	854 円	1,570 円	1,520 円
御薗線 **※対象外路線**	利用者数	6,629 人	5,766 人	5,900 人
	比較		R1 比 87%	R5 比 2.6%増
	輸送コスト	―　円	2,004 円	1,950 円

令和 7 年度目標値（環状線を除く）合計　63,300 人
（令和 5 年度実績数（環状線を除く）合計　61,690 人）

※輸送コスト＝1 人 1 回輸送コスト（路線ごとの年間運行経費総額を路線ごとの年間輸送人員で除した値）
※東大淀・明野・小俣線の令和元年度の利用者数については、令和 2 年 8 月に路線の再編があったため、再編前の「明野ルート」と「東大淀・日赤ルート」の利用者数を運行本数で按分して算出している。
※御薗線は対象外路線であるが、補助制度連動化資料の目標値との整合性を持たせるため、参考値として記載。

伊勢市地域公共交通網形成計画において、環状線を除くおかげバスの利用者数の目標値は年あたり 1.3%の伸び率を設定している。

しかしながらコロナ禍の影響を受け、路線によっては令和元年度の利用者数の水準まで回復させるのは困難であると判断し、令和 6 年度の生活交通確保維持改善計画においては、路線ごとに、令和 4 年度の利用者数に基づいて令和 6 年度の目標値を再設定した。

令和 7 年度の目標値については、令和 5 年 10 月のひかり病院バス停等の経路を追加した東大淀・明野・小俣線（と御薗線）で利用者増が認められた一方で、鹿海・朝熊線と二見線は減少傾向であったことなどから、その実態にあわせ各々令和 5 年度の利用者実績に対し伸び率 2.6%（年ごとの伸び率 1.3%）を目標値とする。

なお、御薗線は対象外路線であるが、補助制度連動化資料の目標値との整合性を持たせるため、参考値として令和 5 年度の利用者実績に対し伸び率 2.6%（年ごとの伸び率 1.3%）を目標値に設定した。

別　紙

１－２．おかげバス環状線

環状線の目標値を下表のとおりとする。

		実績値		目標値
路線名	項目	令和元年度	令和５年度	令和７年度
環状線	利用者数		56,141 人	59,700 人
	１周あたり利用者数		9.7 人	10.3 人
	輸送コスト		794 円	740 円

令和７年度目標値（環状線）　59,700 人

令和７年度　おかげバスの利用者目標値　123,000 人

（令和５年度　おかげバスの利用者実績　117,831 人）

環状線については、社会実験運行時から１周あたり 10 人の利用者数を目標としている。コロナ禍にかかわらず年度ごとに利用者数が増加傾向である。令和５年度の利用者数は 56,141 人で、1 周あたり利用者数が 9.7 人となっていることから、令和７年度については、令和６年度の目標値である 57,920 人の伸び率 3.0%となる 59,700 人（1 周あたり 10.3 人）を目標とする。

また、運行当初から評価指標としている「利用者１人１回あたりの輸送コスト」においては、コロナ禍のため一時評価指標から外していたが、利用者数の回復とともに輸送コストの削減も目標とする。

（（改定）伊勢市地域公共交通網形成計画【補助制度連動化】資料　P15　参照）

２．沼木地区自主運行バス

令和７年度においては、各路線の１回あたりの運行で２人以上利用することを目標とする。

【目標】

〈令和７年度〉	利用者数
市内連絡用（１）	310 人
市内連絡用（２）	930 人※
市内連絡用（３）	310 人※
南伊勢高校度会校舎前連絡	310 人※
市内連絡・買い物用（１）	1,550 人
計	3,410 人

※市内連絡用（２）（３）南伊勢高校度会校舎前連絡路線については目標（２人／回）を達成できる見込みがないため、補助申請は行わず、市が単独で路線を維持していく。（南伊勢高校度会降車前連絡路線は度会町の負担により運行を維持）

（（改定）伊勢市地域公共交通網形成計画【補助制度連動化】資料　P15　参照）

（２）事業の効果

環状線を除くルートは、公共交通の不便な地域を中心に運行を行っており、鉄道駅、路線バス等との地域間交通ネットワークと連携することで、効率的な運行体系を実現することにより、高齢者をはじめとする、いわゆる交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

環状線は、市内の鉄道網及びバス路線網を補完しつつ、主要な病院、商業施設、行政施設、各幹線と支線等を結ぶ路線を高頻度で運行することで、市内移動及び生活の利便性向上、また、集約型都市実現向けた公共交通網の形成を強化する効果がある。

別　紙

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
おかげバス及び沼木地区自主運行バスの運行を継続し、自らの移動手段を持たない交通弱者（高齢者等）に対し、路線バスへの接続や買い物・通院等の移動手段の維持・確保を行うとともに、環状線を運行することで、市内移動利便性向上、集約型都市実現に向けた公共交通網の形成を強化する。 利用促進と住民の理解を図る取り組みとして、交通事業者や行政、地域住民が連携しながら、高齢者や小学生を対象としたバスの乗り方教室、バスポスターの募集及び入選作品の商業施設での展示などの事業を実施する。また、バスの日（9 月 20 日）における街頭 PR 活動、伊勢地域公共交通会議主催の伊勢まつり会場における「バスふれあい広場」の開催、広報誌やケーブルテレビ行政チャンネルでの広報活動など広く住民への利用促進と啓発を行う。 また、環状線と他の公共交通機関との乗継割引を実施し、公共交通全体の利用促進を行う。 （実施主体:伊勢地域公共交通会議、伊勢市）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表 1」を添付。
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るおかげバスおよび沼木バスについて、 ●おかげバス…運行費用総額　143,887,500 円（令和 5 年度実績） ●沼木バス…運行費用総額　7,940,473 円（令和 5 年度実績） のうち、伊勢市から運行事業者への補助金額については、運賃収入、広告協賛金（おかげバスのみ）および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
・路線ごとに乗降調査を実施し、数値指標による利用者数のモニタリング・評価を実施 ・市民アンケート等による交通環境満足度の調査 ・おかげバス、おかげバスデマンドのホームページ等へのアクセス数 ・伊勢地域公共交通会議の開催数　など
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
「表５」を添付。
11．車両の取得に係る目的・必要性

別　紙

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・平成 31 年度　第 1 回伊勢地域公共交通会議（平成 31 年 4 月 2 日） 議題：地域公共交通再編に伴う中間とりまとめ（案）、市内循環バス社会実験運行期間の延長、平成 31 年度事業計画（案）、事業収支予算（案）についての検討・承認 ・令和元年度　第 2 回伊勢地域公共交通会議（令和元年 6 月 21 日） 議題：平成 30 年度事業報告、収支決算、９月以降の市内循環バス社会実験運行、生活交通確保維持改善計画、松阪伊勢線・玉城線の再編について検討・承認・合意 ・令和元年度　第 3 回伊勢地域公共交通会議（令和元年 8 月 29 日） 議題：地域公共交通再編素案についての検討、市内循環バスの利用状況等についての報告 ・令和元年度　第 4 回伊勢地域公共交通会議（令和元年 11 月 19 日） 議題：地域公共交通再編についての検討・承認 ・令和元年度　第 5 回伊勢地域公共交通会議（令和 2 年 1 月 21 日）

別　紙

議題：(改訂) 伊勢市公共交通網形成計画のパブリック・コメントの結果、市内環状バスの本格運行の実施、進修地区　地域運営乗合タクシー「進修おでかけタクシー（案)」の実証運行、令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価、再編後のおかげバス路線名称の変更、伊勢地域公共交通会議設置要綱の改正及び専門部会の設置についての検討・承認

・令和２年度　第１回伊勢地域公共交通会議（書面議決）（令和２年５月 22 日）
議題：おかげバスの再編（案)、令和２年度事業計画（案)、令和２年度事業収支予算（案)、地域運営乗合タクシーの運行に伴うおかげバス環状線の乗継割引についての承認、地域公共交通確保維持改善事業の二次評価の結果、専門部会「夜間早朝交通対策部会」の協議経過についての報告

・令和２年度　第２回伊勢地域公共交通会議（令和２年７月 10 日）
議題：令和元年度　事業報告、事業収支決算（案)、沼木バスの再編（案)、生活交通確保維持改善計画の令和２年度変更及び令和３年度認定申請、「地域公共交通崩壊を食い止めるための緊急アピール（案)」についての検討・承認

・令和２年度　第３回伊勢地域公共交通会議（書面議決）（令和３年１月 21 日）
議題：令和２年度　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価、令和３年度におけるおかげバスデマンドのダイヤ等の変更、おかげバスへの交通系ＩＣカードの導入についての承認、伊勢市コミュニティバス「おかげバス」等バス停名称 副名称のネーミングライツの募集、危険なバス停、専門部会「夜間早朝交通対策部会」の協議経過についての報告

・令和２年度　第４回伊勢地域公共交通会議（書面議決）（令和３年２月 24 日）
議題：令和３年度における沼木バス及び沼木バス（予約制）のダイヤ等の変更、おかげバス東大淀・明野・小俣線及び辻久留・藤里線のダイヤ等の変更、伊勢市コミュニティバス「おかげバス」等バス停名称 副名称の決定、令和２年度　事業収支補正予算（案）についての承認

・令和３年度　第１回伊勢地域公共交通会議（令和３年４月 23 日）
議題：令和３年度事業計画（案)、令和３年度事業収支予算（案)、おかげバスでの交通系 IC カード利用方法等についての承認、地域公共交通確保維持改善事業の二次評価の結果、バス停上屋の設置について、高齢者外出支援事業（案）についての報告

・令和３年度　第２回伊勢地域公共交通会議（書面議決）（令和３年６月 25 日）
議題：令和２年度　事業報告、事業収支決算（案)、生活交通確保維持改善計画の令和４年度認定申請についての検討・承認

・令和３年度　第３回伊勢地域公共交通会議（令和４年１月 13 日）
議題：令和３年度　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価、令和４年度　伊勢市コミュニティバスの運行及び路線・ダイヤ変更について、自家用有償旅客運送（沼木地区自主運行バス）の更新登録について、バス停上屋の設置についての報告

・令和４年度　第１回伊勢地域公共交通会議（令和４年６月 10 日）
議題：令和３年度　事業報告、事業収支決算（案)、令和４年度　事業計画（案)、事業収支予算（案)、生活交通確保維持改善計画の令和５年度認定申請についての検討・承認、コミュニティバスのダイヤ等の一部改正について

・令和４年度　第２回伊勢地域公共交通会議（令和４年 10 月 29 日）
議題：利用促進イベント「懐かしのボンネットバス　38 年ぶりに伊勢を走行!!」について、令和５年度版伊勢市公共交通時刻表について、廃止代替路線バスの運賃改定について、おかげバスへの電気バス導入についての報告、「第 10 回伊勢市バスポスターコンクール」の結果についての報告

・令和４年度　第３回伊勢地域公共交通会議（令和５年１月 10 日）
議題：令和４年度　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価、令和５年度　伊勢市コミュニティバスの運行及び路線・ダイヤ変更について、令和５年度版　伊勢市公共交通時刻表について、利用促進イベント「懐かしのボンネットバス　38 年ぶりに伊勢を走行!!」の実施結果報告

・令和４年度　第４回伊勢地域公共交通会議（書面議決）（令和５年３月 28 日）
議題：令和４年度　事業収支補正予算（案)、おかげバスデマンド（予約制）の運行事業者についての報告、令和５年度版　伊勢市公共交通時刻表の作成状況の報告

・令和５年度　第１回伊勢地域公共交通会議（令和５年４月 14 日）
議題：令和５年度　事業計画（案)、令和５年度　事業収支予算（案)、「夜間早朝交通対策部会」の協議経過についての報告

・令和５年度　第２回伊勢地域公共交通会議（令和５年６月 20 日）
議題：令和４年度　事業報告、事業収支予算（案)、コミュニティバスのダイヤ変更について、生活交通確保維持改善計画の令和６年度認定申請についての検討・承認、「夜間早朝交通対策部会」の協議経過

についての報告

・令和５年度　第３回伊勢地域公共交通会議（令和６年１月５日）
　議題：令和５年度　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について、令和６年度　伊勢市コミュニティバスの運行及び路線・ダイヤ変更について、専門部会「夜間早朝交通対策部会」の内容について、・「観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業」についての報告

・令和５年度　第４回伊勢地域公共交通会議（書面議決）（令和６年３月 29 日）
　議題：令和５年度　事業収支補正予算（案）について、おかげバスデマンド（予約制）の運行事業者についての報告、市職員への通勤手段アンケートの結果についての報告、伊勢やすらぎ公園無料送迎バスの利用実績についての報告

・令和６年度　第１回伊勢地域公共交通会議（令和６年４月 19 日）
　議題：令和６年度　事業計画（案）について、令和６年度　事業収支予算（案）について、「(改訂）伊勢市地域公共交通網形成計画」の補助制度の連動化及び「伊勢市地域公共交通計画」の策定について、伊勢地域公共交通会議設置要綱の改正について、専門部会「夜間早朝交通対策部会」の協議経過についての報告

・令和６年度　第２回伊勢地域公共交通会議（令和６年６月 18 日）
　議題：令和５年度　事業報告、事業収支予算（案）、地域公共交通確保維持事業に係る計画の令和７年度認定申請についての検討・承認、伊勢地域公共交通会議設置要綱の改正について、神宮 125 社巡り（修正案）についての報告

19. 利用者等の意見の反映状況

おかげバスについては、公共交通の再編にあわせて実施した自治会やまちづくり協議会と意見交換会、市民アンケート、バス利用者アンケートでの意見や提出された要望書等を参考に、路線・ダイヤ等で反映させている。また、伊勢まつりなどのイベント開催時に臨時相談窓口を設置し、利用促進を図るとともに、得られた意見を路線・ダイヤ等で反映させている。

沼木地区自主運行バスについては、沿線自治会の代表者で構成した沼木バス委員会の設置や提出された要望書、沼木まつりなどの地域イベントを活用した意見聴取等により、実際の利用者の意見等を、ルート・ダイヤ等に反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）	伊勢市岩渕１丁目 7-29
（所　属）	伊勢市都市整備部交通政策課
（氏　名）	御村　聡美
（電　話）	0596-21-5593
（e-mail）	koutsu@city.ise.mie.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

別紙２－２

(改訂)伊勢市地域公共交通網形成計画【補助制度連動化】資料

令和６年　月 伊勢市

この資料は、令和２年 11 月の地域交通法の改正に伴い、地域間幹線補助系統国庫補助金や地域内フィーダー系統国庫補助金といった、伊勢市内を運行するバス路線等に対する補助金などの活用を見込む場合、地域公共交通網形成計画に補助対象系統等の位置づけを行う必要があります。本資料においては、それらの事項について記載します。

目　次

１．補助系統の位置づけ 1

1-1.非交通不便地域を支える移動手段 2

1-2.交通不便地域を支える移動手段 4

1-3.その他の移動手段 5

２．地域公共交通確保維持事業の必要性

2-1.地域間幹線系統路線 6

2-2.地域内フィーダー系統路線 8

３．補助系統に係る事業及び実施主体の概要 10

４．地域公共交通全体の定量的な指標・効果と把握手法

4-1.定量的な指標と把握方法 15

4-2.実施施策と効果 16

4-3.路線ごとの数値指標 18

1．補助系統の位置づけ

●伊勢市地域公共交通体系のイメージ

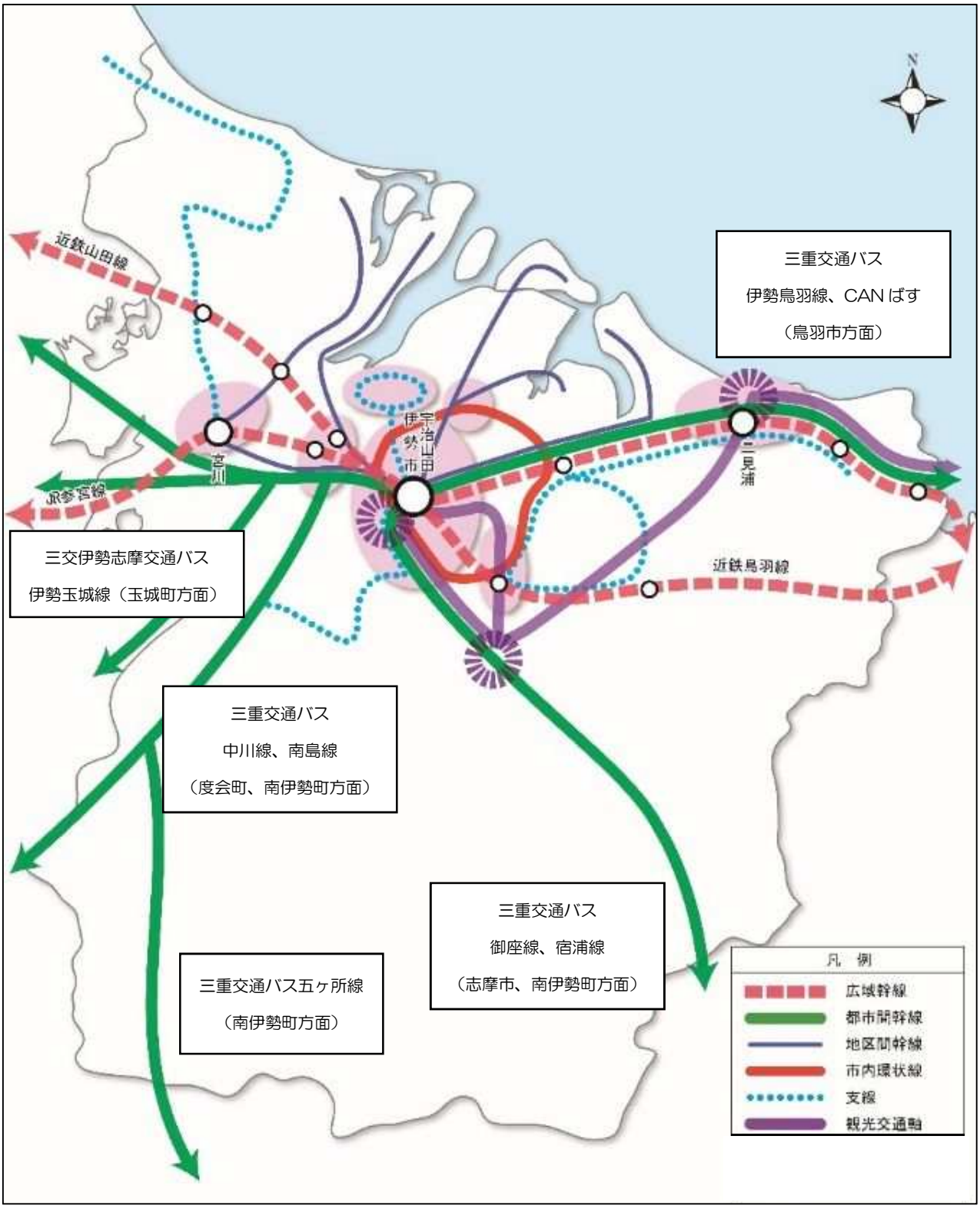

1-1. 非交通不便地域を支える移動手段

●伊勢市内バス路線図

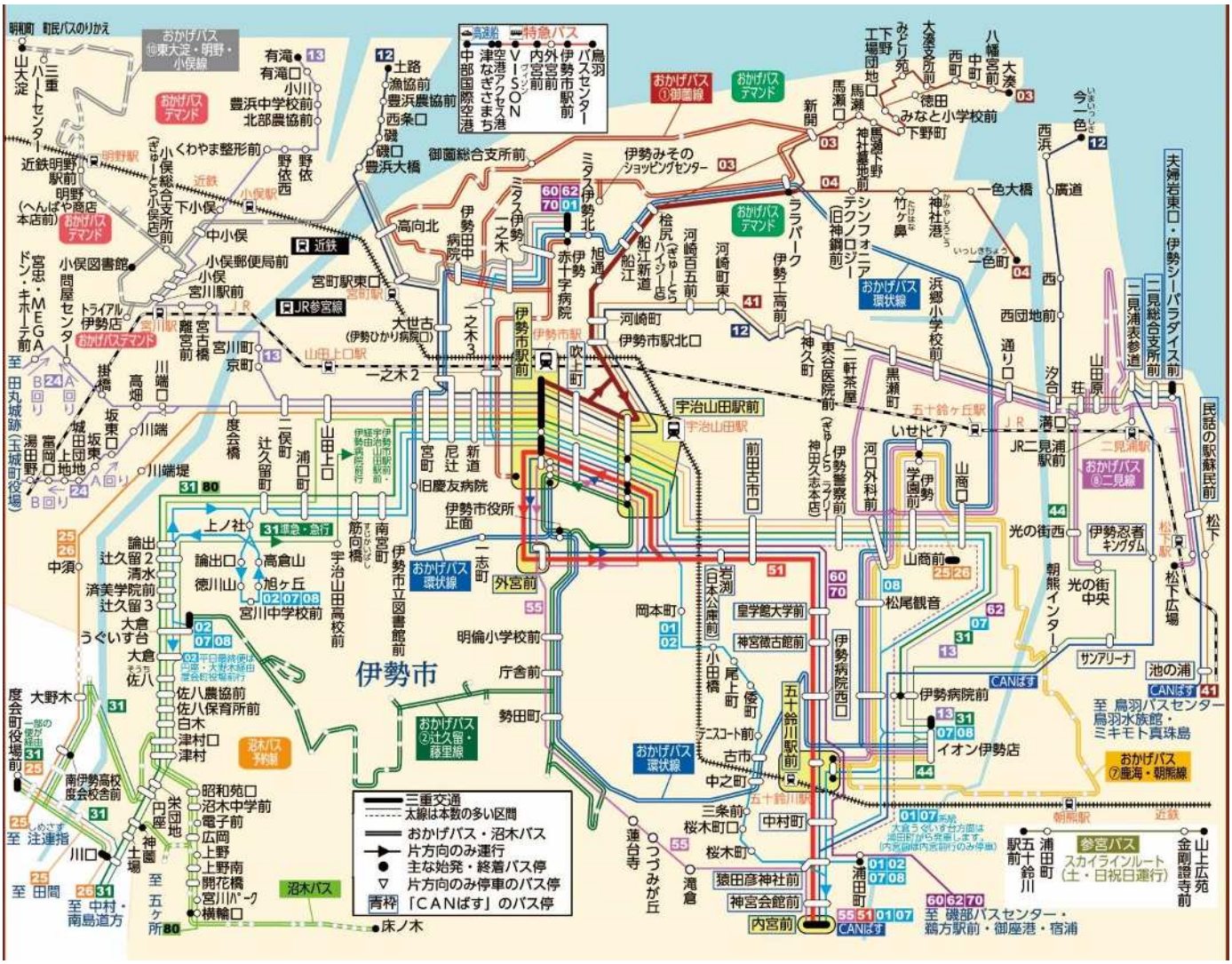

位置付け	系　　統	役　　割	確保・維持策
広域幹線	・ＪＲ参宮線 ・近鉄山田線 ・近鉄鳥羽線	本市と市外や県外など広域的な移動を支える鉄道	交流を促進する地域公共交通として利便性の向上を図る。
都市間幹線	三重交通バス ・（31）南島線 ・（25、26）中川線 ・（41）伊勢鳥羽線 ・（60、62）御座線 ・（70）宿浦線 ・（80）五ヶ所線	本市と周辺市町間など比較的広域的な移動を支えるとともに、市内の地区間の移動も担う主要なバス路線	地域公共交通確保維持事業（国や県の幹線補助）を活用し、周辺市町や地区間の交流を促進するとともに、日常の生活を支える地域公共交通として利便性の向上を図る。

	・伊勢 VISON 線 三交伊勢志摩交通バス *・（24）伊勢玉城線* ※*斜字*は地域間幹線系統路線		
地区間幹線	三重交通バス *・（12）土路今一色線* ・（01、02、07、08）伊勢市内線 ・（44）二見サンアリーナ線 ・（04）神社線 ・（03）大湊線 ・（51、55）外宮内宮線 三交伊勢志摩交通バス ・（13）有滝線 ※*斜字*は地域間幹線系統路線	本都市間幹線を補完し、市内各地区間の移動を担うバス路線	地域公共交通確保維持事業（国や県の幹線補助）を活用し、地区間の交流を促進するとともに、市内の主要な医療施設への通院や商業施設への買い物など、生活を支える地域公共交通として利便性の向上を図る。
市内環状線	*おかげバス環状線* ※*斜字*は地域内フィーダー系統路線	各幹線と支線等を結び、主に本市の中心部を環状に運行するバス路線	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、高頻度運行による生活利便性向上や集約型都市実現に向けた公共交通網の形成を強化する地域公共交通として利便性の向上を図る。
観光交通軸	（51、55）外宮内宮線、（01、02、07、08）伊勢市内線、CAN ばす	本市の玄関口である伊勢市駅と宇治山田駅、観光集客区域とを結び、観光客の移動の多い区間を運行するバス路線	地域住民だけでなく、観光客の移動も支え、交流を促進する地域公共交通として利便性の向上を図る。

※位置付けごとの路線の役割や確保・維持策は、「（改訂）伊勢市地域公共交通網形成計画」の第５章にも記載しています。

1-2.交通不便地域を支える移動手段

●伊勢市コミュニティバス運行ルート

※おかげバスデマンドは区域運行

位置付け	系　　統	役　　割	確保・維持策
支線 ●●●●●●●●	おかげバス ・（１）御薗線（赤） ・（２）辻久留・藤里線（緑） ・（７）鹿海・朝熊線（橙） ・（８）二見線（紫） ・（10）東大淀・明野・小俣線（灰） おかげバスデマンド ・小俣・粟野デマンド（桃） ・御薗・小木・田尻デマンド（黄緑） 沼木バス 沼木バスデマンド	地区間幹線を補完し、周辺地区間や地区外の最寄り駅など比較的小さな範囲の日常の生活圏（買い物、病院、行政施設）の移動を担うバス路線やデマンド交通	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、地区間の交流を促進するとともに、日常的な買い物など、より身近な生活を支える地域公共交通として利便性の向上を図る。

	※*斜字*は地域内フィーダー系統路線		
地域運営乗合タクシー	進修おでかけタクシー ・宇治線 ・高麗広線	各幹線や支線でもカバーできない地域において、各公共交通へのアクセスや地域内の日常的な生活移動を担うデマンド交通	地域独自で移動手段を検討や運行を行い、運行を実施する際には、行政や運行事業者が積極的にサポートする

※位置付けごとの路線の役割や確保・維持策は、「（改訂）伊勢市地域公共交通網形成計画」の第５章にも記載しています。

1-3.その他の移動手段

資料：多様な輸送手段についてのアンケート　三重県（調査委託：株式会社 創建）令和５年 10 月 11 日

位置付け	系　　統	役　　割	確保・維持策
その他の移動手段	幼稚園の送迎バス 保育園の送迎バス	幼稚園への送迎 保育園への送迎	各幼稚園・保育園が運行（私立のみ）
	小学校のスクールバス・タクシー ・二見浦小学校スクールバス ・みなと小学校スクールバス ・みなと小学校スクールタクシー 中学校のスクールバス・タクシー ・伊勢宮川中学校スクールバス ・二見中学校スクールタクシー	小学校への送迎 中学校への送迎	市が運行

	高校のスクールバス	志摩市、南伊勢町方面から伊勢市内の高校へ向けてのスクールバス	三重交通㈱が運行
	大学のシャトルバス	宇治山田駅から皇學館大学への送迎	大学が運行
	病院の送迎バス ・伊勢赤十字病院 ・三重ハートセンター	主要駅等から各病院への送迎	各病院が運行
	これらの他、観光・宿泊施設へのシャトルバス、デイサービス・デイケアや福祉・介護事業所等の送迎　など		

2．地域公共交通確保維持事業の必要性

2-1．地域間幹線系統路線　（事業主体：三重交通㈱）

地域公共交通確保維持事業により、国や県の補助を受けながら維持している路線

位置付け	運行系統名	当該系統の必要性
都市間幹線	（31）南島線	県道伊勢南島線沿いや沼木地区の住民にとっては、伊勢市駅などの中心市街地への交通手段として重要な役割を担っているほか、沿線の小学校（佐八小学校、中島小学校）への通学利用もある。沿線に立地する小学校の児童及び高等学校の生徒の通学や地域住民が病院への通院するために必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	（25、26）中川線	県道伊勢大宮線沿い（城田地区）の住民にとっては、伊勢市駅などの中心市街地への交通手段として重要な役割を担っている。沿線に立地する高等学校の生徒の通学や病院への通院の利用に必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	（24）伊勢玉城線 ※三交伊勢志摩交通㈱が事業主体	小俣地区、城田地区の住民にとっては、伊勢市駅などの中心市街地や MEGA ドン・キホーテなどへの商業施設への交通手段を担っている。沿線住民の通勤や沿線に立地する病院への通院、中心市街地への買物、観

		光地へのレジャー等の利用に必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	（60、62）御座線	志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として重要な役割を担っている。伊勢市内や志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	（70）宿浦線	志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として重要な役割を担っている。志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	（80）五ヶ所線	県道伊勢南島線沿いや沼木地区の住民にとっては、伊勢市駅などの中心市街地への交通手段として重要な役割を担っているほか、沿線の小学校（佐八小学校、中島小学校）への通学利用もある。沿線に立地する小学校の児童や高等学校の生徒の通学等の利用に必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
地区間幹線	（12）土路今一色線	東豊浜地区、二見町今一色地区及び西地区を運行する唯一のバス路線であり、伊勢市駅などの中心市街地までの移動手段として必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

2-2. 地域内フィーダー系統路線　（事業主体：伊勢市）

地域公共交通確保維持事業により、国のフィーダー補助を受けながら維持している路線

位置付け	運行系統名	当該系統の必要性
市内環状線	おかげバス環状線	市内の各幹線や支線等、かつ、地域の生活拠点である商業施設、医療施設及び公共施設等を結び、地域内の移動を担う路線、幹線を補完する路線として必要不可欠である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
支線	おかげバス （2）辻久留・藤里線（緑）	伊勢市大倉町、辻久留町、前山町、旭町、藤里町、勢田町鷹泊・千寿台団地から鉄道駅（宇治山田駅、伊勢市駅）、公共施設（伊勢市役所、三重県伊勢庁舎等）、藤里町の個人医院への通院、商業施設等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	おかげバス （7）鹿海・朝熊線（橙）	伊勢市朝熊町、一宇田町、鹿海町等からの四郷小学校への通学、伊勢総合病院への通院、近鉄五十鈴川駅、商業施設、公共施設（生涯学習センター）等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	おかげバス （8）二見線（紫）	伊勢市二見町地区からの伊勢総合病院への通院、近鉄五十鈴川駅、商業施設、公共施設（生涯学習センター）等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	おかげバス （10）東大淀・明野・小俣線（灰）	明和町大淀地区、伊勢市東大淀町、村松町、小俣町明野地区、野村町等からの鉄道駅（近鉄明野駅・JR 宮川駅）、公共施設（小俣郵便局・小俣図書館・小俣総合支所等）、伊勢赤十字病院、小俣町中心部、明和町大淀地区の個人医院への通院、商業施設等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共

		交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	沼木バス	沼木地区の住民にとっては、沿線に立地する病院への通院や買物のほか、沿線に立地する小学校の児童や、中学校・高等学校の生徒の通学時に必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

３．補助系統に係る事業及び実施主体の概要

都市間幹線	事業許可区分：４条乗合　運行態様：路線定期運行 実施主体：三重交通㈱、三交伊勢志摩交通㈱（伊勢玉城線のみ） ※*斜字*は地域間幹線系統路線　（国や県の補助を受けながら維持している路線）		
路線名・粁程	起点	主な経由地	終点
（31）南島線	*伊勢市駅前*	*大倉うぐいす台、中村*	*南島道方*
路線名	起点	主な経由地	終点
（25、26）中川線	*伊勢市駅前*	*度会橋*	*度会町役場前*
路線名	起点	主な経由地	終点
（24）伊勢玉城線	*伊勢市駅前*	*度会橋、上地／掛橋、田丸駅前*	*田丸城跡（玉城町役場前）*
路線名	起点	主な経由地	終点
（41）伊勢鳥羽線	伊勢市駅前	宇治山田駅前、河崎町、夫婦岩東口	鳥羽バスセンター
路線名	起点	主な経由地	終点
（60、62）御座線	*伊勢市駅前*	*磯部バスセンター、鵜方駅前*	*御座港*
路線名	起点	主な経由地	終点
（70）宿浦線	*伊勢市駅前*	*磯部バスセンター、鵜方駅前*	*宿浦*
路線名	起点	主な経由地	終点
（80）五ヶ所線	*宇治山田駅前*	*上野*	*五ヶ所バスセンター*

地区間幹線	事業許可区分：４条乗合　運行態様：路線定期運行 実施主体：三重交通㈱、三交伊勢志摩交通㈱（有滝線のみ）		
※*斜字*は地域間幹線系統路線　（国や県の補助を受けながら維持している路線）			
路線名・粁程	起点	主な経由地	終点
（12）土路今一色線	*土路*	*宮町駅口、伊勢市駅前、宇治山田駅前、通り口*	*今一色*
路線名	起点	主な経由地	終点
（01、02、07、08）伊勢市内線	大倉うぐいす台 伊勢赤十字病院	伊勢市駅前、古市／山商口／松尾観音、浦田町	内宮前
路線名	起点	主な経由地	終点
（44）二見サンアリーナ線	五十鈴川駅前	イオン伊勢店、伊勢病院前、サンアリーナ、光の街	夫婦岩東口
路線名	起点	主な経由地	終点
（04）神社線	伊勢市駅前	桧尻、ララパーク、神社港	一色町
路線名	起点	主な経由地	終点
（03）大湊線	伊勢市駅前	桧尻、ララパーク	大湊
路線名	起点	主な経由地	終点
（51）外宮内宮線	内宮前	神宮徴古館前、宇治山田駅前、外宮前、神宮徴古館前	内宮前
路線名	起点	主な経由地	終点
（55）外宮内宮線	内宮前	内宮前、庁舎前、外宮前、宇治山田駅前、外宮前、庁舎前	内宮前

路線名	起点	主な経由地	終点
（13）有滝線	イオン伊勢店	伊勢病院前、いせトピア・伊勢学園前、宇治山田駅前、小俣	有滝

市内環状線　事業許可区分：４条乗合　運行態様：路線定期運行

実施主体：伊勢市（運行は三重交通㈱）

※*斜字*は地域内フィーダー系統路線　（国の補助を受けながら維持している路線）

路線名・粁程	起点	主な経由地	終点
おかげバス環状線 *循環 18.2 ㎞*	*伊勢市駅前*	*伊勢赤十字病院、伊勢病院前*	*伊勢市駅前*

観光交通軸（外宮内宮線、伊勢市内線は省略）　事業許可区分：４条乗合

運行態様：路線定期運行

実施主体：三重交通㈱

路線名・粁程	起点	主な経由地	終点
伊勢二見鳥羽周遊線 （CAN ばす）	宇治山田駅前	内宮前、夫婦岩東口・伊勢シーパラダイス前、鳥羽水族館・ミキモト真珠島	鳥羽シーサイドホテル

支線【おかげバス】　事業許可区分：４条乗合　運行態様：路線定期運行

実施主体：伊勢市（運行は三重交通㈱）

※*斜字*は地域内フィーダー系統路線　（国の補助を受けながら維持している路線）

路線名・粁程	起点	主な経由地	終点
（1）御薗線 往路 12.9 ㎞ 復路 12.7 ㎞	伊勢市駅前	伊勢赤十字病院、ララパーク、御薗総合支所前	伊勢赤十字病院
路線名	起点	主な経由地	終点
（2）辻久留・藤里線 *往路 15.9 ㎞* *復路 15.6 ㎞*	*大倉うぐいす台*	*伊勢やすらぎ公園、ベリー藤里店、勢田町*	*伊勢市役所正面*
路線名	起点	主な経由地	終点
（7）鹿海・朝熊線 *循環 11.2 ㎞*	*いせトピア*	*朝熊町*	*いせトピア*
路線名	起点	主な経由地	終点
（8）二見線 *往復 19.9 ㎞*	*松下広場*	*プライスカット伊勢二見店、浜郷小学校前*	*五十鈴川駅前*
路線名	起点	主な経由地	終点
（10）東大淀・明野・小俣線 *往路 24.0 ㎞* *復路 23.3 ㎞*	*伊勢赤十字病院*	*近鉄明野駅前、三重ハートセンター*	*山大淀*

支線【おかげバスデマンド】	事業許可区分：４条乗合　運行態様：区域運行 実施主体：伊勢市（運行はタクシー事業者）
路線名	運行区域
小俣・粟野デマンド	柏町、植山町、小俣町明野、小俣町新村、小俣町相合、小俣町元町、小俣町湯田、小俣町本町、小俣町宮前、上地町、粟野町、磯町、西豊浜町 ※時刻と停留所を予め定めて予約がある場合にのみ運行
御薗・小木・田尻デマンド	御薗町長屋、御薗町上條、御薗町小林、大湊町、馬瀬町、小木町、船江１丁目、船江２丁目、船江３丁目、田尻町、通町、黒瀬町 ※時刻と停留所を予め定めて予約がある場合にのみ運行

支線　【沼木バス】	事業許可区分：78 条第２項　運行態様：路線定期運行 実施主体：伊勢市 ※*斜字*は地域内フィーダー系統路線　（国の補助を受けながら維持していく路線）		
路線名	起点	主な経由地	終点
市内連絡用（1） *往路 12.5 ㎞*	*床ノ木*	*横輪口、沼木神社北*	*神薗*
路線名	起点	主な経由地	終点
市内連絡用（2） 往復 6.4 ㎞	床ノ木		横輪口
路線名	起点	主な経由地	終点
市内連絡用（3） 復路 14.1 ㎞	床ノ木	横輪口	津村口
路線名	起点	主な経由地	終点
市内連絡・買物用（1） *往復 20.5 ㎞*	*床ノ木*	*横輪口、津村*	*度会町役場前*

※沼木バス「南伊勢高校度会校舎前連絡（起点：川口、終点：南伊勢高校度会校舎前）」については、度会町にて運行費用を負担する。

支線【沼木バスデマンド】	事業許可区分：４条乗合　運行態様：区域運行 実施主体：伊勢市（運行はタクシー事業者）
路線名	運行区域
沼木バスデマンド	津村町、上野町、円座町、神薗町、 度会町葛原、度会町大野木、度会町棚橋 ※時刻と停留所を予め定めて予約がある場合にのみ運行

４．地域公共交通全体の定量的な指標・効果と把握手法

4-1.定量的な指標と把握手法

指標	現況値 （H30 年度）	実績値	目標値 （R7 年度）	把握 方法	把握 間隔
①路線バスの利用者数 (外宮内宮線･CAN ばす･二見サンアリーナ線を除く)	1,584,300 人	1,128,900 人 （令和５年度）	158 万人 （令和７年度）	バス事業者による調査	毎年度
②-1 おかげバスの利用者数	78,081 人	117,831 人 （R4.10～R5.9）	123,000 人 （R6.10～R7.9）	伊勢市データ	毎年度
②-2 おかげバスデマンドの利用者数	3,573 人	3,002 人 （R4.10～R5.9）	3,080 人 （R6.10～R7.9）	伊勢市データ	毎年度
③沼木バスの利用者数	3,722 人	2,111 人 （R4.10～R5.9）	3,410 人 （R6.10～R7.9）	伊勢市データ	毎年度
④年間利用者数 72 名未満のコミュニティバス停留所の割合	31%	28% （令和４年度）	21% （令和７年度）	伊勢市データ	毎年度
⑤市民アンケートの交通環境満足度（満足・どちらかといえば満足）	49%	44% （令和４年度）	59% （令和７年度）	伊勢市データ (伊勢市市民アンケート)	毎年度
⑥内宮参拝者の公共交通利用率	31%	25% （令和４年度）	35% （令和７年度）	伊勢市データ	毎年度

⑦路線バスの利用者数（外宮内宮線･CAN ばす･二見サンアリーナ線）	2,676,600 人	1,653,600 人（令和５年度）	300 万人（令和７年度）	バス事業者による調査	毎年度
⑧公共交通の啓発・利用促進事業に参加した人数	857 人	1,302 人（令和４年度）	940 人（令和７年度）	伊勢市データ	毎年度
⑨おかげバス・おかげバスデマンドのページ（伊勢市ホームページ）アクセス数	38,376 件	72,368 件（令和４年度）	42,000 件（令和７年度）	伊勢市データ	毎年度
⑩伊勢地域公共交通会議の開催数	５回/年	４回/年（令和４年度）	４回/年（令和７年度）	伊勢市データ	毎年度

4-2.実施施策と効果

実施施策（実施主体）	効果	関連する指標
路線バスの運行維持・再編 ・路線バスの運行維持・改善（バス事業者、伊勢市） ・路線バス網の再編（バス事業者、伊勢市） ・周辺市町との連携促進（バス事業者、伊勢市、周辺市町）	都市間幹線や地区間幹線を担う路線バスを周辺市町やバス事業者と連携して運行を維持することで、通学や通院、中心市街地等への移動手段を確保することができる。	①
コミュニティバスの運行継続・改善 ・おかげバス、おかげバスデマンドの運行維持・改善（伊勢市、バス事業者、周辺市町） ・おかげバス環状線の運行維持・改善（伊勢市、バス事業者、鉄道事業者） ・地域主体の自家用有償旅客運送の運行維持・改善（地域住民、伊勢市） ・地域が自ら検討し運営する地域交通の導入（地域住民、伊勢市、バス事業者、タクシー事業者） ・IC カードの導入による利便性向上（伊勢市、バス事業者） ・地域や施設との連携による利用促進（伊勢市、バス事業者、地域住民）	支線となるコミュニティバスを運行することによって、地区間幹線が運行していない地域住民が通院や通学、商業施設や公共施設等への移動手段を確保することができる。 市内環状線であるおかげバス環状線については、市内の各幹線や支線と商業施設、医療施設及び公共施設を結んでいることから、市内の各幹線や支線の利便性を向上することができる。	②、③、④
公共交通の利便性向上 ・乗継割引制度の導入（伊勢市、バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者） ・「公共交通ネットワーク見える化」事業の推進（伊勢市、バス事業者、三重県）	公共交通を利用する際に生じる不安や抵抗感を払拭し、気軽におでかけができる環境を整えることができる。	①、②、③、⑤

・バスロケーションシステムの導入（バス事業者、伊勢市） ・バス停環境の改善（バス事業者、伊勢市）		

実施施策（実施主体）	効果	関連する指標
公共交通を利用した観光振興の推進 ・観光施設との連携による公共交通の利用推進（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、伊勢市） ・観光交通軸での連節バス運行による利用促進（バス事業者、伊勢市、三重県、国） ・多様な交通手段の組み合わせによる公共交通の利用促進（伊勢市、バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者） ・企画きっぷによる利用促進（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、伊勢市） ・マイカー観光から公共交通観光への転換促進（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、伊勢市） ・電気自動車等の活用による公共交通の利用促進（バス事業者、伊勢市）	観光都市でもある本市の地域特性を生かし、まちづくりや観光振興と連携した公共交通とすることで、観光交流人口の増加、観光客による自動車の渋滞発生や交通事故の発生リスクの軽減が期待される。	⑥、⑦

実施施策（実施主体）	効果	関連する指標
（公共交通を）利用するきっかけの創出 ・公共交通の利便性、実用性等の情報発信（伊勢市、バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者） ・クルマと公共交通のかしこい使い方の周知とその支援（バス事業者、鉄道事業者、伊勢市） ・高齢者等の外出機会の増進 （バス事業者、伊勢市、タクシー事業者、鉄道事業者） ・みえエコ通勤デーによる利用促進（バス事業者、三重県、伊勢市）	地域住民が公共交通の利点を理解し、自ら利用するきっかけにつなげることができる。	⑧
わかりやすい情報提供の展開 ・時刻表の発行（伊勢市、バス事業者、鉄道事業者） ・広報誌や市ホームページ等多様な媒体による情報提供（伊勢市、バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者）	必要な情報をわかりやすく提供することで、だれでも気軽に公共交通を利用することにつながる。	⑨
公共交通を地域で支え、育てる ・地域公共交通会議の活用（伊勢地域公共交通会議） ・地域意見交換会の実施（地域住民、伊勢市） ・広告協賛金事業等多様な収入源の確保（伊勢市）	公共交通を地域住民が自らの問題としてとらえることで、将来的にも持続可能な公共交通へとつなげることができる。	⑩

4-3.路線ごとの数値指標

地域間幹線系統路線			
路線名	輸送量（R4.10～R5.9）実績	収支率（R4.10～R5.9）	目標値輸送量
（31）南島線	20.7 人/日	31.6	22.0 人/日
（25、26）中川線	30.8 人/日	36.8	26.6 人/日
（12）土路今一色線	8.4 人/日	24.5	15.0 人/日
（60、62）御座線	15.6 人/日	28.2	15.6 人/日
（70）宿浦線	19.0 人/日	23.6	20.9 人/日
（80）五ヶ所線	14.0人/日	29.3	15.0 人/日
（24）伊勢玉城線	18.8 人/日	31.9	15.0 人/日

おかげバス				
利用者数		全体の運行経費（R４年度）	運行経費の内収入（運賃、国庫補助金、広告協賛金）	運行経費に収入が占める割合
112,750 人		152,684,794 円	30,715,887 円	20.1%
路線名	利用者数（R４年度）	運行経費※（R４年度）	運行経費の内運賃収入	運行経費に運賃収入が占める割合
（1）御薗線	5,690 人	10,829,000 円	660,289 円	6.1%
（2）辻久留・藤里線	11,766 人	19,556,000 円	1,365,754 円	7.0%
（7）鹿海・朝熊線	9,232 人	11,010,000 円	1,071,312 円	9.7%
（8）二見線	11,750 人	18,803,000 円	1,360,212 円	7.2%
（１０）東大淀・明野・小俣線	21,801 人	31,283,000 円	2,530,160 円	8.1%
環状線	52,511 人	43,730,000 円	5,239,360 円	12.0%

※路線ごとの運行経費は、国庫補助金控除前の金額であり、広告協賛収入があるため、全体の委託料と相違する。

おかげバスデマンド				
路線名	利用者数 （Ｒ４年度）	運行経費 （Ｒ４年度）	運行経費の内 運賃収入額	運行経費に運賃が 占める割合
小俣・粟野デマンド （粟野団地・植山方面）	800 人	1,566,379 円	75,300 円	4.8%
小俣・粟野デマンド （湯田・新村方面）	971 人	1,841,946 円	100,150 円	5.4%
御薗・小木・田尻デマンド	1,233 人	2,584,526 円	97,150 円	3.7%

※キャンセル料、回数券販売収入は含まない。

沼木バス			
利用者数	全体の運行経費 （R４年度）	運行経費の内 運賃収入	運行経費に 運賃収入が占める 割合
1,865 人	8,939,155 円	196,150 円	2.2%

沼木バスデマンド			
利用者数 （Ｒ４年度）	運行経費 （Ｒ４年度）	運行経費の内 運賃収入額	運行経費に運賃が 占める割合
467 人	1,415,913 円	45,500 円	3.2%

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
伊勢市	三重交通株式会社	(1) 伊勢市コミュニティバス 鹿海・朝熊線	いせトピア	朝熊町	いせトピア	往11.2km 循環	362日	2,534回		路線定期	②(1)	近鉄五十鈴川駅にて鉄道と接続	③
		(2) 伊勢市コミュニティバス 東大淀・明野・小俣線	小俣図書館	三重ハートセンター、近鉄明野駅前	山大淀	往　km 復17.5km	362日	181回		路線定期	②(1)	近鉄明野駅、JR宮川駅にて鉄道と接続	③
		(3) 伊勢市コミュニティバス 東大淀・明野・小俣線	小俣図書館	近鉄明野駅前	山大淀	往16.2km 復　km	362日	181回		路線定期	②(1)	近鉄明野駅、JR宮川駅にて鉄道と接続	③
		(4) 伊勢市コミュニティバス 東大淀・明野・小俣線	伊勢赤十字病院	三重ハートセンター、近鉄明野駅前	山大淀	往24.0km 復23.3km	362日	1,448回		路線定期	②(1)	近鉄明野駅、JR宮川駅にて鉄道と接続	③
		(5) 伊勢市コミュニティバス 東大淀・明野・小俣線	伊勢赤十字病院	近鉄明野駅前	山大淀	往22.7km 復22.0km	362日	362回		路線定期	②(1)	近鉄明野駅、JR宮川駅にて鉄道と接続	③
		(6) 伊勢市コミュニティバス 二見線	松下広場	プライスカット伊勢二見店、浜郷小学校前	五十鈴川駅前	往19.9km 復19.9km	362日	905回		路線定期	②(1)	近鉄五十鈴川駅、JR二見浦駅にて鉄道と接続。汐合バス停にて「土路今一色線」と連絡	③
		(7) 伊勢市コミュニティバス 二見線	松下広場	プライスカット伊勢二見店、山商口	五十鈴川駅前	往19.1km 復19.1km	362日	362回		路線定期	②(1)	近鉄五十鈴川駅、JR二見浦駅にて鉄道と接続。汐合バス停にて「土路今一色線」と連絡	③
		(8) 伊勢市コミュニティバス 辻久留・藤里線	大倉うぐいす台	伊勢やすらぎ公園、ベリー藤里店、勢田町	伊勢市役所正面	往15.9km 復　km	362日	181回		路線定期	②(1)	宇治山田駅、伊勢市駅にて鉄道と接続	③
		(9) 伊勢市コミュニティバス 辻久留・藤里線	大倉うぐいす台	伊勢やすらぎ公園、ベリー藤里店、勢田町	伊勢市役所正面	往　km 復15.6km	362日	362回		路線定期	②(1)	宇治山田駅、伊勢市駅にて鉄道と接続	③
		(10) 伊勢市コミュニティバス 環状線	河口外科前	伊勢赤十字病院	伊勢市駅前	往10.9km 復10.9km	362日	362回		路線定期	②(1)	伊勢市駅にて鉄道と接続。伊勢市駅前バス停にて「伊勢玉城線」、「土路今一色線」、「南島線」、「中川線」、「御座線」、「宿浦線」、「五ヶ所線」と連絡	③
		(11) 伊勢市コミュニティバス 環状線	伊勢市駅前	伊勢赤十字病院・伊勢病院前	伊勢市駅前	往18.2km 循環	362日	5,068回		路線定期	②(1)	伊勢市駅にて鉄道と接続。伊勢市駅前バス停にて「伊勢玉城線」、「土路今一色線」、「南島線」、「中川線」、「御座線」、「宿浦線」、「五ヶ所線」と連絡	③
		(12) 伊勢市コミュニティバス 環状線	伊勢市駅前	伊勢病院前	松尾観音	往6.7km 復6.7km	362日	362回		路線定期	②(1)	伊勢市駅にて鉄道と接続。伊勢市駅前バス停にて「伊勢玉城線」、「土路今一色線」、「南島線」、「中川線」、「御座線」、「宿浦線」、「五ヶ所線」と連絡	③

資料２－３

伊勢市	伊勢市	(13) 沼木地区自主運行バス市内連絡用(1)	床ノ木	横輪口、沼木神社北	神薗	往12.5km 復　km	310日	155回		路線定期	①	横輪口バス停にて「五ヶ所線」と連絡。神薗バス停にて「南島線」と連絡	③
		(14) 沼木地区自主運行バス市内連絡用(2)	床ノ木		横輪口	往6.4km 復6.4km	310日	465回		路線定期	①	横輪口バス停にて「五ヶ所線」と連絡	③
		(15) 沼木地区自主運行バス市内連絡用(3)	床ノ木	横輪口	津村口	往　km 復14.1km	310日	155回		路線定期	①	津村口バス停にて「南島線」と連絡。横輪口バス停にて「五ヶ所線」と連絡	③
		(16) 沼木地区自主運行バス南伊勢高校度会校舎前連絡	川口		南伊勢高校度会校舎前	往2.1km 復　km	310日	155回		路線定期	①	川口バス停にて「南島線」と連絡。南伊勢高校度会校舎前バス停にて「中川線」と接続。	③
		(17) 沼木地区自主運行バス市内連絡・買物用(1)	床ノ木	横輪口、津村	度会町役場前	往20.5km 復20.5km	310日	775回		路線定期	①	度会町役場前・南伊勢高校度会校舎前、グッディバス停にて「中川線」と連絡。円座・F栄団地バス停にて「南島線」と連絡。横輪口・開花橋・上野南・上野・広岡・沼木中学前・昭和苑口バス停にて「五ヶ所線」と連絡。津村・津村口バス停にて「南島線」、「五ヶ所線」と連絡。	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

議案第４号

伊勢地域公共交通会議設置要綱の改正について

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第９条の３第３項の規定に基づく一般乗用旅客運送事業の運賃等の協議を行うため、要綱を改正するものです。

改正の概要

・一般乗用旅客自動車運送事業の規定を追加（第２条、第９条）

【資料】

別紙３　伊勢地域公共交通会議設置要綱　改正案

参考資料２　改正地域交通法（R5.10～）　抜粋

資料３

伊勢地域公共交通会議設置要綱　改正案

制定平成１８年１１月３０日

（目的）

第１条　伊勢地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づく地域公共交通会議として、伊勢地域全体としての整合性をとりながら、需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。ただし、第４号に掲げる事項のうち「運賃、料金等に関する事項」は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第９条第４項及び同法第９条の３第３項に規定する協議会として、第９条に規定する分科会（以下「運賃分科会」という。）で議決する。

（１）地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項

（２）地域公共交通計画の実施に関する事項

（３）地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項

（４）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

（５）交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線の休廃止等に関する事項

（６）交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（７）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成）

第３条　交通会議は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

（１）学識経験者

（２）市民代表

（３）一般乗合旅客自動車運送事業者

（４）一般旅客自動車運送事業者

（５）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体

（６）鉄道事業者

（７）中部運輸局三重運輸支局

（８）三重県伊勢警察署

（９）三重県
(10) 伊勢市
(11) その他会長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営）
第５条　交通会議に下記の役員を置く。
（１） 会長　１名
（２） 副会長　２名
（３） 監事　２名
２　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
３　会長は、伊勢市長とする。
４　副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
５　会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。
６　交通会議は会長が必要に応じて召集する。
７　委員は委任状により代理者を出席させることができる。
８　交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
９　交通会議は原則として公開とする。
10　会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合において多数決とする。
11　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
12　交通会議は、軽微な内容もしくは緊急を要する内容については、書面による賛否を求めて会議の議決に代えることができる。ただし、委員から要求がある場合には、会議を開かなければならない。
13　交通会議の庶務は、伊勢市都市整備部交通政策課において処理する。

（協議結果の取扱い）
第６条　交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）
第７条　交通会議は、円滑な協議を行うため、幹事会を設置することができる。

２　幹事会は、会長が指名する者で構成する。

３　幹事会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第８条　交通会議は、地域の実情に即した課題や専門的な個別課題について協議するため、専門部会を設置することができる。

２ 専門部会の委員は、第３条に規定する委員の中から、会長が指名する。

３ 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を専門部会の委員とすることができる。

４ 専門部会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

５ 専門部会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

（運賃分科会）

第９条　第２条第４号に定める運賃分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）市長が指名する市職員

（２）運賃・料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者

（３）国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者

（４）住民の代表

２　運賃分科会は、会長を置き、市長が指名する市職員がこれにあたる。

３　運賃分科会の運営その他必要な事項は、運賃分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。

４　運賃分科会の議事は、全会一致をもって決する。

５　運賃分科会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

６　運賃分科会開催にあたっては、関係する利用者・住民・交通事業者等が意見を表明する機会を設け、その意見を参考に案を決定する。

７　運賃分科会は、書面による賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。

８　運賃分科会は、非公開とする。

（会計）

第 10 条　交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附　則

この要綱は、平成１８年１１月３０日から施行する。

附　則（平成１９年４月１日）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月１７日）

この要綱は、平成２０年３月１７日から施行する。

附　則（平成２０年７月１４日）

この要綱は、平成２０年７月１４日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月１５日）

この要綱は、平成２４年６月１５日から施行する。

附　則（平成２５年６月１２日）

この要綱は、平成２５年６月１２日から施行する。

附　則（平成２６年９月１日）

この要綱は、平成２６年９月１日から施行する。

附　則（平成２７年１０月９日）

この要綱は、平成２７年１０月９日から施行し、改正後の第１条及び第２条の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年１２月１５日）

この要綱は、平成２９年１２月１５日から施行する。

附　則（令和２年１月２１日）

この要綱は、令和２年１月２１日から施行する。

附　則（令和６年４月１９日）

この要綱は、令和６年４月１９日から施行する。

附　則（令和６年　　月　　日）

この要綱は、令和６年　　月　　日から施行する。

参考資料2

「令和５年度公共交通関連制度改正説明会」資料より抜粋、一部加筆

（令和５年１１月１６日　国土交通省中部運輸局自動車交通部）

改正地域交通法
（R5.10～）

協議運賃の取り扱いについて

今般の改正ポイント

国土交通省

1．タクシー事業の協議運賃制度創設

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）に係る協議運賃制度が新たに創設

地域の関係者間で協議を調えることで、柔軟な運賃設定が可能に

2．運賃･料金の協議会設置について

【コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）及びタクシー事業　共通】

（前回）　（今回）

関係者間で協議を調える方法について、従来の地域公共交通会議に替えて、協議会を設置

◇構成員…市町村（又は都道府県）・事業者・運輸局・住民代表

・前回は、コミバス（乗合バス・乗合タクシー）の協議会設置に伴う要綱改正
・今回は、タクシー事業の協議会（分科会）設置に伴う要綱改正

3．公聴会等の実施について

【コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）及びタクシー事業　共通】

住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を実施

◇あらかじめ、公聴会の開催、パブリックコメント募集等の実施が必要

道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）

国土交通省

道路運送法（昭和26年法律第183号）

乗 合 事 業

【旧】
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）
第九条
４　一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）
第九条

運賃を協議するための協議会を新たに設置･･･構成員は以下４者

４　一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。
一　当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
二　当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
三　当該路線等を管轄する地方運輸局長
四　第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

５　前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）

国土交通省

道路運送法（昭和26年法律第183号）

乗 用（タクシー事業）

協議運賃にかかる条文を新設

【新】
（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）
第九条の三

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下４者

３　一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一　当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県
二　当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者
三　当該営業区域を管轄する地方運輸局長
四　第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該タクシー事業者のみが参加

４　前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

タクシーにおける協議運賃制度の創設

国土交通省

背景・必要性

○ 路線バスについては、平成18年道路運送法改正により地域の関係者間で協議が調った場合に届出で運賃設定できる協議運賃制を導入し、コミュニティバスなど地域に根差した輸送サービスの提供に活用。

○ 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、**タクシーの運賃**についても、**柔軟な運賃設定**を可能とすることが必要。

概要

○ タクシーについて、**地域の関係者間の協議が調ったとき**は、国土交通大臣への**届出**による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。

タクシーの柔軟な運賃のイメージ

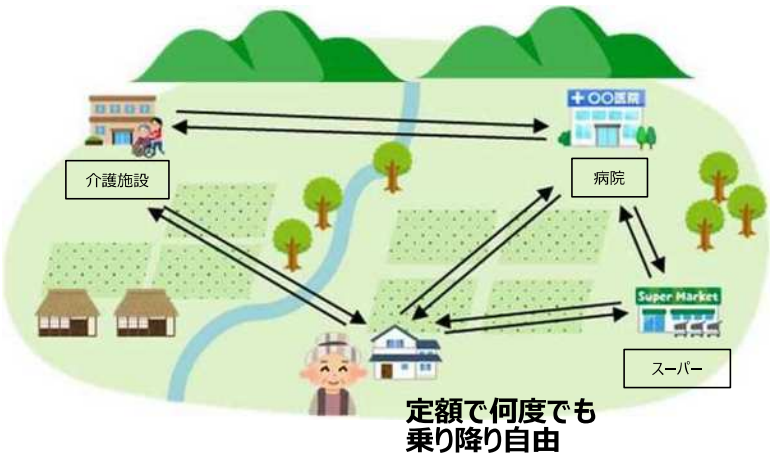

◎タクシー協議運賃は、
「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」上の特定地域・準特定地域 以外の 地域が対象

（令和５年１１月現在の三重県では、伊賀交通圏、伊勢志摩交通圏及び交通圏未設定の地域※が準特定地域として指定されておらず、協議運賃の設定が可能。）

※伊賀交通圏：伊賀市、名張市
※伊勢・志摩交通圏：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
※交通圏未設定の地域：紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町

運賃・料金の協議会について

国土交通省

法第９条第４項（乗合）／第９条の３第３項（乗用）の協議会

根拠	道路運送法（第９条第４項／第９条の３第３項）
設置目的	今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送／一般乗用旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。 対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。

公聴会の開催等について

国土交通省

道路運送法

市町村又は都道府県は、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。

①公聴会の開催
（住民）
（利用者）
（利害関係者）

②パブリックコメントの募集
（住民）
（利用者）
（利害関係者）

③市政広報誌への掲載
（住民）
（利用者）
（利害関係者）

④アンケート調査
（住民）
（利用者）

＋

⑤事業者団体へのヒアリング
（利害関係者）

※（　）内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法【第９条第５項（乗合）／第９条の３第４項（乗用）】を満たすものと考えられる。

報告　第1号

～(仮)公共交通でらくらく～

神宮125社めぐり

(たたき台)案　②

2024.6.18

公共交通で125社めぐり　改善案

●構成

①名刺サイズ　エリア別カード(QRコード付)

＋

②125社めぐりのHP(デジタルコンテンツ)

＋

③エリアごとの「公共交通でらくらく　神宮125社めぐり帖」

※印刷物は①と③

●前回会議の意見を受けての改善点

・名刺サイズにすることで、ゴミとして捨てられるリスクを限りなく減らしました。

・デジタルコンテンツとすることで、紙面の制約をなくしました。

・①を持たない人でも、検索等により125社めぐりのコンテンツにアクセスできるようにしました。

・①は旅の記念として③に貼付できるようデザインし、御朱印帳のようにコレクションしていく楽しみを創造するとともに、ごみにしない仕掛けを作りました。

①名刺サイズ　エリア別カード

●仕様

名刺サイズ　両面　フルカラー

●構成

①表面

・ エリアを代表する神社の写真

・ QR(125社めぐりHPへのリンク)

②裏面

・出発地の神社名

・出発地へのアクセス

・乗継が検索できるYahoo!路線情報のQR

表面
(イメージ)

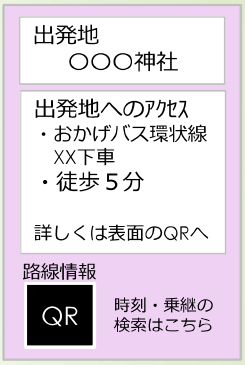

裏面
(イメージ)

参考資料「お伊勢さんを歩こう　神宮125社めぐり」(伊勢神宮崇敬会)

②125社めぐり　デジタルコンテンツ

ホームページ

・全体MAP

・各エリアごとのモデルコース

・Google マイマップの埋込

・参拝マナーについて

・各神社、摂社、末社の紹介

(紙コンテンツのQRから上記の紹介ページへリンクする)

ほか

※ホームページを新規作成
※外部委託で発注
※紙コンテンツのデザインと統一

参考見積価格　　約75万円
・1エリア分
・紙コンテンツデザインを含む

③「公共交通でらくらく　神宮125社めぐり帖」表面

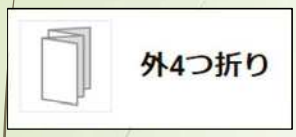

完成イメージ

破線ガイドで
折るとポケッ
タブルサイズに

③「公共交通でらくらく　神宮125社めぐり帖」中面

・A4四つ折り
・１枚ペラ

すごろくのような遊び心と、
ゴールした時の達成感を
味わえるシートに！

モデルルートの順
に神社を並べる

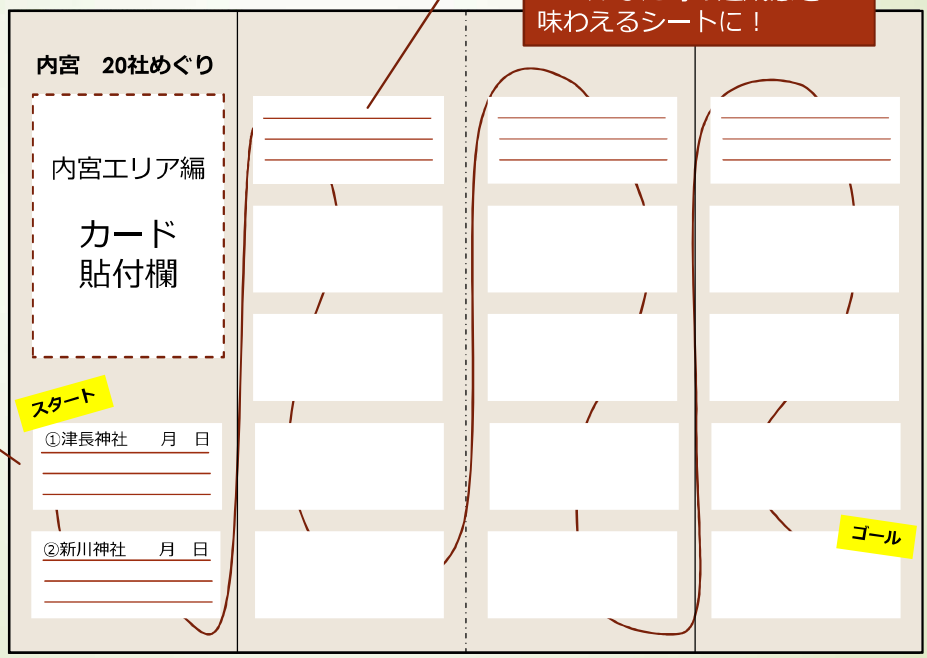

費用概算

【印刷】**約20,000円**
①名刺サイズ　③A4四つ折り　各1,000部　※ラクスルへ発注

【HP作成】**約750,000円**（1エリア含む）
・サイト年間維持管理費　約4～5万円
・1エリア追加　約20万

【編集等】**約120,000円**

初年度合計　約89万円（予算残87万円）